

第3章

第Ⅱ期（1783年～1789年）国家による民間人の出版活動に対する監視

3.1. 出版統制関連法令（1783年～1789年）

第Ⅱ期においては、国家による出版業の育成・発展を目的とした営業規制法令に加えて、民営印刷所の登場により民間人の出版活動の監視を意味した内容規制法令が發布されるようになっている。また、それはエカテリーナⅡ世と貴族文化人とに見られた協力関係が、対立の方向へ向かっていることを示している。

1783年1月15日付け 勅令：ロシア帝国法律 大全№15634 ¹	ポリス(Управа благочиния или полицейская)からの審査・認可後に全ての都市と首都に印刷所の設立を認可することについて、及びロシア語と外国語による書籍の印刷を認可することについて 勅令には、「書籍印刷のための印刷所は、他の工場や手仕事場と区別してはならない。両首都と全ての都市において、認可を受領しなくても印刷所の開設を希望する都市のポリスに設立申請書を届けることによって印刷所を設立できる。さらに神の法、世俗の法に反するもの、あからさまな誘惑の傾向(законы Божья и гражданские, явный соблазн)の書籍が印刷されないようポリスが監査し、審査すること。指示に反するものがあつた場合には発禁にすること。かかる誘惑的な書籍を勝手に印刷した場合には書籍の没収のみならず、無認可書籍を出版した違反者は、当局に通告され、犯した罪に対して法的に罰せられる」と明記されている。	営業 規制
---	--	----------

この勅令は制限付きではあつたが、いわゆるロシアにおける出版の自由時代の幕開けを意味した。この法令の發布により、印刷所に関する3つの原則が明らかになった。1) 民営印刷所の開設手続きがポリスへの申請手続きとして制度化されることになったこと、2) 出版印刷業が他の産業分野と同じ扱いであることが確認されたこと、3) 審査をおこなう責任が1782年に新たに設立された行政機関のポリスにあることが明確化されたこと、さらに違反する内容の書籍が見つかった場合にはポリスに直ちに通告され、違反者は刑罰に問われることである。また、この法令で遵守されない場合の罰則が明文化された。ただし、どのくらいの刑罰が課されるかについては詳しく記されてはいない。また、ポリスが全責任を負うが、審査・監督をおこなう対象は世俗書籍に限られるとも明文化されている。

1783年2月23日付け 元老院令：ロシア帝国	全ての官営、及び民営印刷所で発行された書籍は、その一部を Санкт・ペテルブルグ科学アカデミー図書館に必ず届けることに	営業 規制
----------------------------	--	----------

法律大全№15671 ²	ついて	
-------------------------	-----	--

この元老院令は、現在も実施されている図書館への納本制度の始まりとみなすことができる。しかし、これはあくまでも「文化財を保護するために」³アカデミー図書館に印刷所が印刷した書籍を送ることとしたのであって、1783年当時全印刷所がこの元老院令を厳格に遵守したわけではなかったとされる。

事実、この法令に従ってどのくらいの書籍が科学アカデミー図書館に送付されたかに関して調べた資料によると、「1783年には936冊の書籍(674タイトル)が送付され、内訳はモスクワ大学から316冊(258タイトル)、陸軍幼年学校から123冊(85タイトル)、宗務院から142冊(142タイトル)などとなっている。・・・納付された書籍数が、1783年に発行された書籍数をはるかに上回っていたのは、その年だけでなく、それ以前に刊行された書籍も送付されてきたためである」と記されており、印刷所が書籍を積極的に納本した状況が窺われる。だが、この状況はすぐに変化し、「1784年から1791年まで年平均で納本された書籍は163タイトルである。年平均250タイトルが刊行されていたことを考慮すると、実際に全ての印刷所が出版した書籍を全て送付してきたのではないことを示している」と研究者は指摘している⁴。

1796年に民営印刷所設立法が廃止されるまで、ロシアには科学アカデミー図書館の蔵書を利用する公式の検閲機関はなく、公式の検閲機関がロシアに登場したのはパーヴェルI世の時代である。したがって、出版統制の一手段にあたる完全な納本制度は、1796年の公式の検閲機関設立後に出された1797年の勅令から始まった⁵と考えるのが妥当である。

1784年11月1日付け 元老院令：ロシア帝国 法律大全№16086 ⁶	国民学校設立委員会から出版された書籍の再版禁止に関して (ノヴィコフ関連)	営業 規制
---	--	----------

この元老院令は、ノヴィコフが賃借していたモスクワ大学印刷所で教科書を国民学校委員会の許可なしで再版していたことに対する措置であり、ノヴィコフの出版活動に関連して出されている。

この元老院令は、教科書の出版独占権を所有するブレイトコプフ印刷所の経済権益保護、著作権保護、出版権保護の立場から出されたもので、営業規制にあたる。また、この法令は国民学校設立委員会の要求に応えたもので、学校委員会と出版業者ブレイトコプフの権利を保護するために、法令によって印刷所を所有している県などは国民学校委員会の許可なくして、委員会が発行した教科書などの書籍を再版してはならないと定められた。再版した場合、厳しい罰に処すとの罰則規定も明文化されている。後に国民学校委員会は、未販売書籍の没収と既販売分の損害請求をノヴィコフに対しておこなっている⁷。

1785年12月23日付け モスクワ警視総監 ⁸ ブリュス伯爵宛て勅令：ロシア帝国法律大全№16301 ⁹	モスクワの民営印刷所が出版する書籍を審査するために、聖職関係者と世俗関係者を任命することについて(ノヴィコフ関連) この勅令では、「ノヴィコフ印刷所にて多くの不可解な書物が出版されていることを鑑みて、図書目録を作成し、モスクワのプラトン大主教に届けるとし、さらにノヴィコフ自身の取り調べを命ずる」と記されている。とくに、「ノヴィコフとその他の民営	内容 規制
---	--	----------

	印刷所で発行される書籍を審査するため、世俗関係者と共に信仰に関して1人、もしくは2人の聖職者を特定して、乱暴者、愚かな考えの者、分離派を潜ませないようにしなければならない」とも記されている。	
1785年12月23日付けプラトン大主教宛て勅令 ¹⁰	ノヴィコフ印刷所にて多くの不可解な書物が出版されているので、こういった書籍の図書目録を作成し、図書と共にプラトン大主教宛てに届けるようにモスクワ警視総監に命令を出したことに関連して、プラトン大主教に書籍の審査を依頼することについて (ノヴィコフ関連) この勅令にて、エカテリーナⅡ世は「ノヴィコフ印刷所にて多くの不可解な書物が出版されていることを考慮して、図書目録を作成し、図書と共にプラトン大主教宛てに届けるように」と、モスクワ警視総監に命令している。それに伴いプラトン大主教に対して書籍の審査をおこなってほしいと依頼する文書で、上記のプリュス伯宛ての勅令と同日に出されている。	内容規制
1786年2月19日付け元老院令：ロシア帝国法律大全№16329 ¹¹	君主宛て請願書に使用する言葉と表現の使用廃止について 1786年2月11日と15日付けで発布された勅令で、「今後皇帝宛ての請願書、役所などでの裁判文書などの公文書には、「бьет челом (平伏して嘆願する)」の表現ではなく、「приносит жалобу (請願する)」などの表現を使用すること、また君主宛の手紙や報告の末尾には、「всеподданнейший раб(恭順な下僕)」と署名するのではなく、「всеподданнейший (恭順者)」、もしくは「верный подданный(忠僕)」を使用することと記されている。元老院はこの勅令をしかるべく実施するように全国に命令する」と記述されている。	内容規制

18世紀の政治用語の使用について研究しているマラシノヴァは「請願書はロシア社会の現実や人々が抱えている問題とそれに対する当局の立場などを忠実に再現するものであり、しかも請願書をエカテリーナⅡ世に提出することができたのは貴族だけであった」と強調する。「最も恭順な下僕に使用されているロシア語の「раб」は不自由な人間・奴隷の意味とは違い、忠僕「слуга」の意味であり、父親に対する書簡からエカテリーナⅡ世に対する政治文書まで、18世紀後半に広く一般的に使用されている。この元老院令は個人の意見を発するようになり、批判勢力をも形成しつつあった貴族に君主の忠僕であることを意識させることを目的としている¹²との意見を主張している。この元老院令は、君主との関係を貴族に再考することを求めていると考えられる。

1786年3月17日付け宗務院令：ロシア帝国法律大全№16352 ¹³	既存の民営印刷所、今後設立される民営印刷所に関する情報を宗務院に送ること 1785年12月23日にエカテリーナⅡ世が署名したプラトン大主教宛ての勅令にしたがって、「全ての印刷所から出版される書籍は法律と宗教に関する問題については、宗務院が審査をおこな	営業規制
--	--	------

	うとの命令が出されている」と根拠を示した上で、民営印刷所に対し今後誰によって、どこに民営印刷所が設立されたかについてただちに宗務院に報告をおこなうように命令している。	
--	---	--

この宗務院令はフリーメーソンの活動が活発化していることに鑑み、宗務院が再び宗教分野だけでなく、他の出版物についても宗務院の審査権限を及ぼそうとした試みの一つとみなすことができる。この後、宗教書以外の印刷物への関与を強めようとする宗務院の態度は、様々な法令に反映されることになる。

1786年3月27日付け モスクワ警視総監ブリュス伯爵宛て勅令：ロシア帝国法律大全№16362 ¹⁴	不可解な思想で書かれた書籍の販売不許可について (ノヴィコフ関連) この法令では、「モスクワの印刷所で発行された書籍でモスクワのプラトン大主教が検討した目録のうち、発禁書籍については販売を禁止し、その他の書籍は販売を認める」と記されている。	営業 規制
--	--	----------

ノヴィコフを含めたモスクワの民営印刷所の所有者に対して、不可解な思想で書かれた書籍を出版することに警告を与え、さらにこの種の書籍は没収されるだけでなく、印刷所と書店を所有する権利を失う危険性があり、法的に罰せられると規定している。これは、直接ノヴィコフに関連した勅令となっている。

印刷と販売禁止書籍リスト¹⁵には、1) Saint-Martin Louis Claude (1743-1803)¹⁶、迷いと真実、フランス語翻訳 P.I. ストラホフ (1757-1813)、ロプヒン印刷所発行、2) Starck Johann August (1741-1816)¹⁷、フリーメーソンの弁明、ドイツ語翻訳 I.P. トゥルゲーネフ (1752-1807)、ロプヒン印刷所発行、3) Ely Stanislaus Pinas、フリーメーソンの兄弟的忠告、ロプヒン印刷所発行、4) フリゾマンデル、ドイツ語翻訳 A.A. ペトロフ、ノヴィコフのモスクワ大学印刷所発行、5) ポケット本、ノヴィコフのモスクワ大学印刷所発行、6) Penot Bernard Gabriel (1520-1617)¹⁸、化学的詩篇、もしくは賢者の石に関する哲学規則、ドイツ語翻訳 A.M. クトゥーゾフ (1748-90)、ロプヒン印刷所発行の6点が掲載されている。*タイトルは、全てロシア語から訳している。

これらが、プラトン大主教が疑わしい書籍として指定した具体的なタイトルである。6点のうち2点のみがノヴィコフの印刷所で印刷され、残りの4点は名門貴族ロプヒン伯爵の印刷所で発行されている。

1787年4月18日付け エカテリーナⅡ世の 決裁：ロシア帝国法律 大全№16378 ¹⁹	ロシア正教に関する書籍の審査と印刷認可について、宗教権力への書籍の事前送付の是非の問い合わせに関するサンクト・ペテルブルグのコノヴニーツイン知事の報告に対して	内容 規制
---	---	----------

この決裁に関しては、前史がある。1786年3月15日付けで宗務院はペテルブルグ県庁に対して、「ここでの印刷所で出版される書籍の審査は、ノヴゴロドとサンクト・ペテルブルグの府主教がおこなう」との指示を出している。この宗務院の指示はボリスの審査権限の侵害にあたるため、ただちにペテルブルグ県知事はエカテリーナⅡ世に対して、「宗教関係者への書籍の事前送付は今後命令されるのでしょうか」と問い合わせた。本決裁はそれに対する回答として出されたもの

で、そこには「神の法に関するものは送付し、その他の書籍はポリスに送付するように」と明確に書籍の担当審査権限が示されている。

これは、宗教権力が再び世俗図書に関して自らの権限を及ぼそうと試みたことを示している。この時期、ポリスが十分な審査機関の役割を果たしていないという事実がすでに明白になっていたことを考慮し、またノヴィコフを初めとしてフリーメーソンの活動が活発化しているのを見て、宗務院がフリーメーソンの拡大を防ぐための予防措置を講じようとして試みたものである。1780年代末において、ペテルブルグの印刷所で発行された書籍を審査していたのは、警視監 N.I.レイレーエフとその部下の官僚であった。ポリスは審査機関の役割を公式に担っていたが、十分な審査機能を果たしていなかった。このような事態を考慮して、宗務院は宗教図書だけでなく、世俗図書についても審査機関としての立場を取り戻そうとしたのである。

1787年7月27日付け 宗務院宛て勅令：ロシア帝国法律大全 №16556 ²⁰	世俗印刷所と書店においては、宗務院以外が出版した祈祷書、教会書籍、及びロシア正教関連書籍の販売を認めないことについて（ノヴィコフ関連） 勅令には、「宗教、及び正教に関する書籍の印刷は、祖先から宗教印刷所のみ許されている。公人と私人が設立した一般印刷所における書籍印刷の自由は、法令に反したものであってはならない。官営印刷所と民営印刷所は、社会に有用な世俗図書を印刷する場所である。モスクワのポリスは、宗教関連の印刷所、もしくは国民教育委員会の指定印刷所以外で印刷された宗教書籍が書店で販売されているのを見つけた場合には、ただちに当該書籍を封印し、宗務院の保護下に置かなければならない」と記されている。	営業 規制
---	---	----------

ノヴィコフの出版活動に関連して、再度書籍の審査権限の拡大を目指し、宗務院はエカテリーナⅡ世への直接の働きかけをおこなった。そして、この勅令は1786年3月17日付けの宗務院令と4月18日付けのエカテリーナⅡ世の決裁が考慮された上で、発布されている。

1787年7月27日付け 元老院令：ロシア帝国法律大全№16564 ²¹	世俗印刷所と書店に対して宗務院以外が出版した祈祷書、教会書籍、及びロシア正教に関する書籍の販売不許可について（ノヴィコフ関連）	営業 規制
--	---	----------

この勅令により、モスクワだけでもモスクワ大学印刷所、科学アカデミー印刷所、ノヴィコフ関連の印刷所とロプヒンの印刷所、及びその他の印刷所において印刷された313タイトルの約14,200冊が没収された。没収された書籍の行方は、先行研究では焼却処分されたとの見解がとられていたものが多かった²²。だが、実際には1788年9月30日付けでエカテリーナⅡ世から、モスクワ警視総監エロプキンに対して、「313タイトルのうち14タイトルを除いた299タイトルの書籍については、封印を解除し、書店の主人に販売のために返却せよ。ただし、宗務院の審査なしに出版物を印刷しないようにとの確認する必要あり」とする命令書が出されている。また、この命令書には販売禁止書籍のタイトル目録がつけられており、禁止図書は宗務院の事務所に保管しておくことと記載されている²³。

これはエカテリーナⅡ世が宗教書籍の販売をむやみやたらに禁止したのではなく、国民を啓発するのに役立つ書籍については販売を許可していたことを示している。

この14タイトルの図書については、研究者の手によって明確になっている²⁴。全て宗教関係書、ないし神秘主義的傾向の書籍となっている。1) 世の喧騒への聖なる風刺(ラテン語からの翻訳)、2) 11の朝の福音書(ギリシャ語からの翻訳)、3) クロプシュトック (Klopstock) の詩『メシア』(ドイツ語からの翻訳)、4) ギリシャ主教の説教(ギリシャ語からの翻訳)、5) アタナシウス (Athanasius)²⁵の『一週間の日々の祈祷』(ギリシャ語からの翻訳)、6) 敬虔における功績の体験(ラテン語からの翻訳)、7) ラムザイ(Ramsay)の『新しいキロペディイ』(英語からの翻訳)、8) 真実の世界、9) 学問は神と対話する(ラテン語からの翻訳)、10) 哲学と道徳の教えの研究(ドイツ語からの翻訳)、11) 子供に対するキリスト教育の真実の規則(フランス語からの翻訳)、12) 精神と真実の崇拜、13) 精神の3つの道、14) エノホフの生活様式、もしくは神との人生行路の方法 (Exoniensis Henochismus) (ドイツ語からの翻訳)。タイトルは、全てロシア語から訳している。

この元老院令は、エカテリーナⅡ世がロシア正教から独立した形で宗教活動をおこなうフリーメーソンや分離派の活動に、関心を寄せていたことを示している。

1788年10月17日付けモスクワ警視総監P.D.エロプキン宛て勅令 ²⁶	賃貸期間満了に伴い、ノヴィコフへのモスクワ大学印刷所の賃貸拒否について(ノヴィコフ関連) 「ピョートル・ドミートリエヴィチ、大学の印刷所については貸与期間が終了しても、陸軍中尉ノヴィコフには貸与しないとの以前の命令を確認する。貴下はモスクワ大学の理事達に伝えよ。 エカテリーナ」	営業規制
--	--	------

上記のモスクワ警視総監エロプキン宛てのエカテリーナⅡ世の勅令が、大学の理事ヘラスコフとP.I.メリッシーノ(1726-97)に伝えられ、両者は直ちにしかるべき措置を講じている。その結果、ノヴィコフは1789年に出版活動の主要拠点であったモスクワ大学印刷所の賃借契約を延長できなかったばかりでなく、大学のあらゆる出版活動、及び書籍販売活動に携わることができなくなっている。モスクワ大学出版所が発行していた新聞『モスクワ報知』の1789年4月号に、5月1日からモスクワ大学印刷所は8等文官A.A.スヴェトウシキンが管理することになった旨が通知されており、ノヴィコフがモスクワ大学印刷所に完全に関与することができなくなったことが告知されている²⁷。

3.2. 制限つき出版の自由とポリスの整備

第Ⅱ期の第一の特徴は民営印刷所の設立が許可されたことにより、制限付きながらも出版の自由が認められ、そのことによって国家が出版事業の独占権を放棄したことである。この時期の出版統制法令を考察した場合、まだ営業規制法令が内容規制法令よりも多く出されていることから、エカテリーナⅡ世が出版の自由の拡大に向かって突き進んでいたことを示している。

1783年の民営印刷所設立に関する勅令が契機となって、貴族文化人の文芸活動に対するエカテリーナⅡ世の庇護活動は、最高潮に達した。それは、貴族文化人の集合体としての人文分野のロシア・

アカデミーの設立や定期雑誌『ロシア語愛好者の友』の発行などの形で示され、貴族文化人との協調体制がとられている。

1783年にエカテリーナⅡ世が民営印刷所の設立を認め、出版分野の国家独占を放棄したことは、西欧の啓蒙思想がロシア社会にも浸透し始めたことにより、ロシア社会が次第に成長し、近代的個人としての自覚を持つに至った貴族文化人を中心した公衆が意見の発露の場所を望んでいたことを意味する。

1783年の民営印刷所の設立許可に関する法令公布後、両首都、及び地方にも次々と印刷所が開設されている。1783年1月から1796年9月までにサンクト・ペテルブルグとモスクワに13の民営印刷所が、さらにトボリスクなど地方に11の印刷所が開設された。例えば、サンクト・ペテルブルグでは書籍商出身の出版者 F.I.ブレイトコプフ印刷所(1783-99)、P.I.ボグダノーヴィチ印刷所(1787-95)、書籍商出身の M.K.オヴチニコフ印刷所(1784-93)、V.A.プラーヴィリシニコフ印刷所(1794-96)、I.G.ラフマニノフ印刷所(1788-90)、I.Ya.スィチン印刷所(1791-96)、I.A.クルィローフ印刷所(1792-94)、F.メイヤー印刷所(1785、1793-96)などが開設されている。括弧内の数字は、活動期間を示している。

また、モスクワではA.アンネニコフ印刷所(1787-89)、F.ギッペウス印刷所(1783-92)、名門貴族出身のI.V.ロプヒン印刷所(1783-86)、I.メイヤー印刷所(1783-86)²⁸などが次々と設立され、書籍の印刷業務に参画している。こうした民営印刷所、及び民間人が賃借した印刷所で出版されたロシア語書籍は、1783年から1795年にかけて全書籍の5分の4近くに達していた²⁹。

また、印刷所の開設者の職業に関しては「書籍商から出版者になるか、作家・編集者から出版者になるケース」³⁰が多く見られ、経済的利益を目指した実務家グループと社会的奉仕を目指した文化人グループの2つのグループが、主として印刷所を所有、又は借用し、書籍の販売もおこない、拡大する読者層に書籍を供給していたことが明らかになっている。

同時代人の作家ポロトフは、民間人が印刷所を設立することができるようになったことについて、「印刷所が官営から民間人の手に移ったこと、とくにモスクワ大学の印刷所がノヴィコフの手に移ったことは、私達の文学にとって名誉であり、記憶に値する出来事である。この時から文学は再び復興し、一年毎に成長し、短期間の間に全く別の姿を見せることになった。それまでロシアにはほんのわずかな図書室しかなかったが、民間人の邸宅に図書室が登場した。努力すれば読書する手段が手に入るだけでなく、極めて多くの科学の才能を持った人や作品を書く才能のある人には自分の能力と理性の力を発揮する可能性が生まれた」³¹と記している。民営印刷所の開設が正式に民間人に認められたことは、啓蒙の発展を促進し、文化人に文芸能力を発露する場所を提供し、国家から自立した形で文芸活動を飛躍させるきっかけとなった。

しかし、それにしてもエカテリーナⅡ世が、1783年に印刷業務に対する国家の独占権をなぜ放棄したのであろうか。確かに当時書籍の需要が大きく、その需要を満足させるために印刷所を設立せざるをえなかったことや印刷所の特権申請者数が多かったことなども、印刷所の設立を認めた理由のひとつであると考えられる。エカテリーナⅡ世が独占を放棄した理由については、「民営印刷業の出現が重大な政治的、もしくはイデオロギ一的脅威を政府にもたらすものには思われなかったからだし、経済的理由もあったと思われる」³²とアメリカの学者マーカーは記しているが、その原因を考察してみたい。

ポリスの整備

1783年の民営印刷所の設立許可に関する勅令を出す前年の1782年4月8日にエカテリーナⅡ世は、各県の主要都市にポリスを設置し、274条からなるポリス規約³³を発令している。

「良き秩序が保たれるように、法令が滞りなく執行されるように、法律の不備により困難に陥る役所の仕事を軽減するために各都市にポリス規約を発令する」との冒頭の文章から、ポリス規約は始まっている。この規約は、ポリスの組織や権限のみでなく、ポリス職員の服務規程や業務内容などが詳細に記述されている。また、業務として、集会や祭りなどの催事の監視、法律の実施の監視、風紀の監視、街路の整備、商取引の監視、外国人の監視、犯罪取締りなどが列挙されており、それに対して違反者の罰則規定も詳細に記述されている。このようにポリスの業務は狭義の警察機能のみでなく、都市住民の生活の規律化に関連してかなり多岐にわたっている。

その中でも、第65条³⁴は団体と協会に関するもので、「ポリスは、法律にしたがって無認可である限りは協会、団体、宗教団体及びその他の同様の協会（どんな名称がつけられていても）については有効な団体であると認めない。・・・もしこのような協会、団体、宗教団体などが公共善に害悪や損失をもたらす、もしくは公共善に寄与しないのであるならば、撲滅するか禁止とする」と書かれている。これは社会秩序を維持する目的で、エカテリーナⅡ世がフリーメーソンを含めた社会団体などの効率的な管理・監督をおこなう権限をポリスに与えていたことを示している。

ロシアのフリーメーソン史を記したプラトーフが「ロシアには1780年代の初めに145のフリーメーソンのロッジがあり、エカテリーナⅡ世はフリーメーソンの影響を周囲に感じるようになっていた。・・・それはロシアの外交のトップであり、息子パーヴェルの養育官パーニン伯爵、官房長官エラーギン、秘書官フラポヴィツキーなどであり、またドルゴルーキー家、ガガーリン家、トゥルベツコイ家、チェルヌイシヨフ家、レプニン家、ブリュス家などの名門貴族がフリーメーソンの教えを伝道していた」³⁵と明らかにしているように、エカテリーナⅡ世は常に身近にフリーメーソンの存在を感じていたと思われる。

エカテリーナⅡ世時代のロシアのフリーメーソンについて記したヴェルナツキーは、「このポリス規約が公布された後、ペテルブルグの大物のフリーメーソン、メリッシーノがこの条項を引用して、1782年5月5日に自分のロッジ『スクロームノスチ』を閉鎖するようにロッジの会員に呼びかけたことは、彼がこの条項に関してフリーメーソンを対象にしていると解釈していた」³⁶と主張している。この条項が、ノヴィコフの慈善団体を含めて、フリーメーソンなどの活動を監視する目的を持っていたと十分に考えられる。いずれにしてもポリスの機能は、犯罪取締り、検閲、社会団体の監督を含め、社会の規律化機能まで多種多様であった。

表 11 サンクト・ペテルブルグのポリスの正規職員数³⁷ (1782 年)

ポリス	人数	年俸 (ルーブル)
5 等官警視監 (Обер-полицеймейстер)	1	1, 875
6 等官警視長 (Полицеймейстер)	1	1, 200
7 等官刑事・民事担当警視正 (Пристав уголовных и гражданских дел)	2	600
市参事会員(Ратман из штата городского магистрата)		
建築物監視	2	375
建築家	1	400
建築家助手	2	300
研修生	4	320
ポリス所属医療従事者		
医師長	1	400
医師	1	250
医師助手	2	120
研修生	2	60

第 11 表が示すように、サンクト・ペテルブルグが首都であることを考慮すると、ポリスが行政分野の多岐にわたる管理・監督業務を担っていたわりには、小人数で行政業務をこなしていたことは明白である。そのため、ポリスが検閲機関として機能するためにはスタッフと組織構成面で不十分な組織であったことが想像できる。だが、エカテリーナ II 世が 1783 年に宗教書を除いた出版物の審査機能の全責任をポリスに課していることは、彼女がポリスは世論管理、情報管理を十分におこなえると考えていたことを示している。しかし、ポリスが語学面を含めて出版物の検閲・審査機能を十分果たせないことが一層明白になったのは、1789 年のフランス革命以後のことである。具体的には、ラジーシチェフの著書『ペテルブルグからモスクワへの旅』が、ポリスの認可の下に出版されて以後のことである。

3.3. 内容規制 (検閲) 法令とノヴィコフを対象にした法令

第 II 期の第二の特徴は、検閲に相当する内容規制法令が本格的に登場したことである。しかも、営業規制に関しても、また内容規制についても、その矛先は反正教的宗教書に向けられている。とくに営業規制法令は、ノヴィコフが出版物を印刷できないように、販売できないようにする目的で交付されていることが窺われる。

しかも、営業規制法令は官営印刷所の利益を保護するというより、ノヴィコフらにロシア正教に反する宗教書を印刷し、販売させないことを主たる目的として発布されている。また、この第 II 期は、ロシアでフリーメーソンの活動が最も活発化していた時期に相当することも法令の矛先が常に宗教書に向けられていることと大きく関与していると考えられる。

エカテリーナ II 世の治下、フリーメーソンの活動が国家機関においてとくに顕著となっている。1999 年に発表した 18 世紀のフリーメーソンについての著書の中で、スミスは「ロシアにおけるフ

リーメーソンの最盛期は1770年代から1780年代にかけてであり、その約半数が国家官僚であった」³⁸と書き記している。

ヴェルナツキーは1917年に、1777年と1787年の高官リスト付き教会暦を基礎にして、エカテリーナⅡ世治下のフリーメーソンについて調査した論文を発表している。この論文によると、1777年の帝室評議会メンバー11名のうちパーニン伯爵、オルロフ伯爵を含めて4名が、1787年には15名のうち3名がフリーメーソンであったと記されている。宮廷では1777年でエラーギンを初めとして、31名の4等宮内官のうち11名が、1787年には22名の4等宮内官のうち6名が、1777年には元老院第1部の元老院議員5名のうち2名が、1787年には13名のうち4名が、1783年に設立されたロシア・アカデミーでは60名の会員のうち13名がフリーメーソンの会員であったとされる³⁹。エカテリーナⅡ世に近い宮廷や重要な国家機関や学術機関において、実際にフリーメーソンの活動家が、多数を占めていた。しかし、ポリスに社会団体の監視機能を1782年に与えている以外、この時期エカテリーナⅡ世は具体的な対策をこういった活発なフリーメーソンの活動に対して表立ってとっておらず、営業規制をかけて宗教関連書籍を販売させないといった対策にとどまっている。

その一方で、民営印刷所の設立自由に関する勅令発布後、エカテリーナⅡ世は再び文芸活動を通じて、世論に影響を及ぼすために雑誌『ロシア語愛好者の友』に歴史作品と寓話作品を寄稿し、積極的に参加している。

『ロシア語愛好者の友』は、科学アカデミーが発行し、しかも非公式にせよ、エカテリーナⅡ世自身が編集だけでなく、作家としても参加した雑誌である⁴⁰。付属資料1が示しているように、エカテリーナⅡ世の作品『ロシア史覚書 (Записки касательно Российской истории)』と『実話と絵空事(Были и небылицы)』は、全体の頁数の2分の1以上を占めており⁴¹、エカテリーナⅡ世の雑誌に対する積極的な態度が窺われる。

『ロシア語愛好者の友』の著者の中にも、実に多くのフリーメーソンの活動家を見出すことができる。名前が特定されている30名の文筆家のうち9名(リョーフシン、ヘラスコフ、O.P.コゾダブレフ(1753-1819)、A.V.ナルィシキン(1742-1800)、P.I.ゴレニシチェフ=クトゥーゾフ(1767-1829)、Yu.A.ネレジンスキー=メレツキー(1752-1829)、コゼリスキー、A.F.ラブジン(1766-1825)が、これまでの資料などからフリーメーソンのメンバーだったことが明らかになっている。(付属資料1,2 参照)

フリーメーソンに関連して、ザーパドフは「モスクワのフリーメーソンがパーヴェル大公と接触すること、さらにフリーメーソンが持っていたプロシアとの関係についてエカテリーナⅡ世は、とくに憂慮していた」⁴²と主張している。だが、実際に発令されている法令やエカテリーナⅡ世がとった行動を分析すると、第Ⅱ期においてはまだエカテリーナⅡ世はフリーメーソンに対する対抗措置を真剣に採っておらず、警戒している程度であると考えられる。エカテリーナⅡ世の具体的な管理対象が以前は庇護し、資金を提供し、啓蒙活動を推進するという点で協力関係にあったノヴィコフであったことが、出版統制関連法を通じてもみてとれる。

次に、エカテリーナⅡ世がノヴィコフを協力者から出版統制の管理の対象としてみなすようになった理由について考察してみたい。

第Ⅱ期のノヴィコフとエカテリーナⅡ世の関係には大きな変化が生じている。ノヴィコフら文化人による出版物を通じたエカテリーナⅡ世と宮廷に対する批判、及びエカテリーナⅡ世の管理下を離れた自立行動、具体的には教育・慈善活動に対し、エカテリーナⅡ世は警戒心を抱き始めている。

教育・慈善活動については、ノヴィコフは1777年に発行された雑誌『朝の光』の第1号で、「発行者の主要な目的は、公益、公序良俗、啓蒙」であり、「さらに発行者は自分の作品を広めることによって利益を考えるが、その際には雑誌の売り上げは貧しい人と年長者の収容施設、貧しい子供や孤児のための学校建設に使う」⁴³と明確に述べている。この原則に基づいてノヴィコフは、その後孤児院や貧しい人達のための学校を開設し、積極的に慈善活動をおこなっている。

前述で指摘したノヴィコフの国家から自立した形での慈善活動を含めて、ノヴィコフの出版活動を時系列的に検討する。

ノヴィコフは、モスクワ大学の印刷所をすでに1779年から賃借し、出版活動を一層活発化させていた。民営印刷所設立令が公布された翌年の1784年には、10人の出資者から成る「印刷会社(Типографическая компания)」を設立している。この印刷会社が活動を停止したのは、ノヴィコフが逮捕される一年前の1791年である。

この印刷会社を含めて、ノヴィコフが経営に関与していた5つの印刷所で、1779年から1792年の間に900余のタイトルの書物や雑誌が印刷された。その数はロシア全土で発行された書籍タイトルの3分の1に相当し、ロシアの出版市場を独占していた。この事実は、フランス革命を含めた外国からの影響を考慮した上で、エカテリーナⅡ世に情報伝達手段である出版業の独占問題を再考させるきっかけになっていると考えられる。

また、ノヴィコフの雑誌にはフォンヴィージン、クニャジニン、チュルコフ、ヘラスコフなど当時の有力な作家が、論文や作品を寄稿した。また、ノヴィコフは、編集や翻訳業務にモスクワ大学の教授らを積極的に引き入れた。その中にはモスクワ大学の修辞学のバルソフ教授や法律学のデスニツキー教授などが含まれている。翻訳者の中には雑誌『ロシア語愛好者の友』にも作品を寄せているコストロフやリョーフシンの名前も見出すことができる。「祖国の文学を愛し、真の啓蒙家のノヴィコフは印刷所の周囲に自分に必要な人間を集め始めた。それは作家であり、翻訳者であり、学者であり、編集者であった」⁴⁴と文学研究者マコゴネンコが明らかにしたように、ノヴィコフ・サークルは確実にモスクワにおいて、拡大し続けていた。

エカテリーナⅡ世とノヴィコフの関係を大きく変えたもう一つの理由が存在している。ノヴィコフが、1783年の民営印刷所設立許可の勅令を出版の自由、検閲からの解放と見なしていたことである。

ノヴィコフが直接、間接に関係して出版した書物の数は、1785年時点で48タイトルとなっており、しかも文芸・歴史作品はほとんどなく大部分がフリーメーソン関係の哲学・宗教作品であったことが、19世紀の研究者M.N.ロンギノフ(1823-75)によって明らかにされている⁴⁵。

第Ⅱ期ではエカテリーナⅡ世は、出版統制措置をまだ真剣にとっていない。彼女の憂慮はノヴィコフの出版活動に向けられていて、それは関連する法令に直接反映されている。

だが、彼女の憂慮は、出版統制分野では問題が生じた後に対策をとるといった方法でしか表現されていない。この後手の措置をとる傾向は、出版統制に関する法令の発令経過に見ることができる。1784年11月の著作権侵害からおきたノヴィコフ印刷所による国民学校委員会の書籍の再版禁止に始まって、1785年12月のプラトン大主教による書籍の審査、1786年3月には宗務院への民営印刷所に関する情報通知義務や同年4月のノヴィコフらフリーメーソンによる書籍の販売不許可、1787年7月の宗務院以外が出版した宗教書の販売不許可、1788年10月のノヴィコフとのモスクワ大学印刷所の賃貸契約の拒絶といったように、エカテリーナⅡ世が次第にノヴィコフとその反正教的宗教書に対する監督を強化していったことが考察される。

このリストにさらに追加するならば、ノヴィコフに対するエカテリーナⅡ世の関心は1784年9月23日付けの「イエズス会を侮辱する歴史作品が印刷されていると聞くが、その種の作品の印刷を禁止し、出版物は没収せよ」との陸軍中尉アルハロフに対する勅令⁴⁶から始まっている。そして、宗務院が宮廷や貴族社会でのフリーメーソンの拡大に脅威を抱き、その対策として宗教書のみならず、世俗図書に対しても自らの審査権限を再び取り戻そうとエカテリーナⅡ世に対して働きかけていたことも、法の発令経過に見られる。

この時期ノヴィコフは、出版活動と並行して学校や病院などの設立・運営など慈善活動を活発におこなっている。1785年10月7日付けのモスクワ警視總監ブリュス伯宛ての勅令⁴⁷で、エカテリーナⅡ世は、「国民学校設立委員会の活動開始にともない、モスクワの学校、パンシオンと呼ばれる全ての教育機関の監督を社会保護局がおこなうこと、2人の宗教関係者と2人のモスクワ大学教授が学校の教えや教科書について審査をおこなうこと、適さないとされた学校は廃止し、社会保護局の許可がない限りは学校の設立は認可しないように」と命令している。これは、国家主導でない民間人による教育活動を阻止する目的で発布された勅令である。エカテリーナⅡ世は、ノヴィコフらの国家から自立した形での慈善活動や教育活動に対して、歯止め対策を具体的に講じた。

1785年から1786年にかけて、エカテリーナⅡ世は、反フリーメーソンの戯曲を3作品⁴⁸書き記している。それはフリーメーソンに対して圧力をかけると言うよりも、フリーメーソンを嘲笑した作品となっている。この態度も、まだこの時点ではフリーメーソンを危険な存在と真剣にみなしていないことを示している。

ついに、エカテリーナⅡ世は1786年1月23日付けのモスクワ県知事P.V.ロプヒン(1753-1827)宛ての命令書⁴⁹の中で、「民間人による学校や病院の運営は危険である」として、「学校・病院は社会保護局の管轄とし、ポリスはそのために必要な支援をおこなうように」と命令している。これは明らかにノヴィコフらの慈善活動を考慮した上での命令である。

この他に、エカテリーナⅡ世がノヴィコフの活動を注視していたことを示す書簡が残されている。それは、1786年11月29日付のエカテリーナⅡ世の宮内官を勤めたフラポヴィツキーによるモスクワ警視總監エロプキン宛ての書簡である。フラポヴィツキーは「陛下が、『モスクワ報知』に掲載されている新しい定期雑誌『神との対話』の予約購読の公示を読み、誰が雑誌の発行者であるか、誰の認可のもとに刊行しようとしているか、事前にモスクワ主教に審査のために提出して、認可を受けたか報告するように命令しました」⁵⁰と記している。エカテリーナⅡ世は、1786年の時点でノヴィコフの出版活動に関心をすでに寄せている。

ノヴィコフは、新聞の使命について「新聞とは多種多様な明確な情報を与えるべきで、ロシアの読者が接することができないヨーロッパの新聞にとってかわるか、それを越えるものでなければならぬ」⁵¹と述べ、新聞の使命が情報提供にあることを強調している。この方針に沿ってノヴィコフは、モスクワ大学の印刷所を賃貸し、1780年から1788年まで『モスクワ報知』の出版編集者を務め、外国の記事や社会問題を取り上げ、読者に議論のきっかけとなる情報を提供していた。

そして、『モスクワ報知』の発行部数が1780年の800部から1787年には4,000部までに急激に増加していた⁵²ことから、読者が当時の社会問題などに関心を示していたかを窺い知ることができる。こういったノヴィコフの新聞という媒体を通じての読者に対する情報提供活動にも、エカテリーナⅡ世はますます警戒心を抱かざるをえなくなった。

ついに、1788年の勅令により、モスクワ大学印刷所の賃借を拒否されたノヴィコフは、モスクワ大学発行の新聞『モスクワ報知』を含め、あらゆる出版活動に関与することができなくなる。

1780年代後半の出版統制は、フリーメーソンと言うよりも、むしろエカテリーナⅡ世の管理の枠を飛び出し、急激な成長を遂げ、世論の支持を受けつつあったノヴィコフの出版・啓蒙活動に向けられていたと考えられる。

だが、どうしてそこまでエカテリーナⅡ世がノヴィコフの出版活動に、ひいてはノヴィコフ個人に執着を持ったのかという疑問は残されたままである。この問題については第4章で検討する。

3.4. 出版統制政策の政治的利用 エカテリーナⅡ世とフォンヴィージン

第Ⅱ期の第三の特徴は、エカテリーナⅡ世が出版統制政策を政治目的に利用し始めたことである。出版統制法令にはこの特徴に関する具体的な実例を見ることができない。しかし、それは、エカテリーナⅡ世とフォンヴィージンの関係に反映されている。

第Ⅱ期の法令が、主としてノヴィコフの出版活動と宗教書に関するものであったのにもかかわらず、宗教書に関連を持っていなかったフォンヴィージンもノヴィコフと同じくエカテリーナⅡ世から不興をかった。その理由は、フォンヴィージンがパーニン伯爵兄弟と共に制限君主制を唱え、エカテリーナⅡ世を批判する穏健批判勢力に属し、活発な政治論評活動をおこなったことに関連している。

フォンヴィージンは、国家勤務を辞職した後は作家としての文芸活動だけに留まらず、自ら雑誌を発行しようと計画している。だが、その出版計画もエカテリーナⅡ世によって阻まれている。阻まれるまでの経過をフォンヴィージンの文芸活動と政治活動から時系列的に考察する。

3.4.1. フォンヴィージン

フォンヴィージンは、1745年4月3日に中流貴族の家庭に生まれ、幼年時代に生涯一度も贈り物を受け取らなかった高潔な軍人の父親、I.A.フォンヴィージンから不正と暴力を嫌悪するように教育される。フォンヴィージンの作品『親がかり(Недоросль)』に登場するスタロドゥーム(年老いた思慮深い人物の意味)は、「誠実さと高潔さをもてば、いつでも人間でいられる」と訴えるが、この姿にはフォンヴィージンの父親の姿が投影されていると言われる。10歳でモスクワ大学付属貴族ギムナジウムに入学、1762年に卒業後外務参議会に入り、当初は翻訳官として、後に宮廷宮内官エラーギンの秘書官を務める。フォンヴィージンは、国家勤務を続ける一方で1768年に最初の喜劇『旅団長(Бригадир)』を書き上げている。これは貴族階級の西洋への、とくにフランス文化の模倣、追従を暴露し、批判した作品である。1769年からは外務参議会議長で、パーヴェルⅠ世の養育官を勤めたN.パーニン伯爵の下で1782年まで勤務する。この時期からフォンヴィージンは、パーニン伯爵と共に君主の権力を法律によって制限する制限君主制を目指した、批判勢力穏健派の主要メンバーとして活躍する。

1762年～1763年、1777年～1778年、1784年～1785年と1787年に業務、及び病気治療の目的で、フォンヴィージンはしばしばフランス、ドイツ、イタリアなどに滞在している。フランス滞在中にフランスについて記したP.パーニン伯爵宛ての書簡は、作品『フランスからの書簡(Письма из Франции)』⁵³として有名である。1782年の辞職後、フォンヴィージンは文芸活動に精力的に取り組む。だが、エカテリーナⅡ世の不興をかったために作品を実名で発表する機会を奪われる。

晩年は、中風を患い1792年12月1日に死亡した。

フォンヴィージンの文芸活動は、大学ギムナジウムでのヴォルテールなど外国人作家の作品の翻訳から始まっている。1768年に自らに名声をもたらした風刺劇『旅団長』を発表し、1772年にはノヴィコフの雑誌『画家』に風刺作品を寄稿している。

文学者E.L.アファナーシエフは、「フォンヴィージンは、18世紀後半に活躍した教養人の中で一度もフリーメーソンに興味を示さなかった数少ない人物である。彼自身は6年間もエラーギン、12年間もパーニンといった大物のフリーメーソン員と共に仕事をしていても、フリーメーソンに一度も入会しようとしなかった」とし、「ロシア正教で育てられたフォンヴィージンは、一度もロシア正教から離れることはなかった」⁵⁴と記述している。この点は、フリーメーソンと深い関わりをもっていたノヴィコフやラジーシチェフとは異なっている。

1782年に、穏健批判勢力の指導者を務めていたパーニン伯爵と共にフォンヴィージンは、『必要不可欠な国家法についての考察』⁵⁵を発表している。この論文でフォンヴィージンは、エカテリーナⅡ世に対して、「国家の必要不可欠な法律なくして、国家も、君主の立場も堅固なものではない」と記し、「法律なき君主国家は避けがたい専制国家への道であり、国家が崩壊する道である」と指摘し、法の優位を主張した。さらに、「専制国家には法律の代わりに恣意があり、個人の安全も、自由も、所有権の保証もなければ法の正義もない」と専制国家の短所を示し、「そこには国家はあるが、祖国はない、臣民はいるが、市民はいない(Там есть государства, но нет отечества, есть подданные, но нет граждан)」⁵⁶と専制君主としてのエカテリーナⅡ世を批判する態度を明確に示している。

フォンヴィージンとパーニン伯爵は、法の優位性を唱え、君主といえども法律を遵守すべきであるとの意見を持ち、制限君主制思想の代表者だった。そして、国益は君主個人の利益と同一ではないとの考えを明確に述べた。だが、エカテリーナⅡ世は、君主の利益と国益は同じであり、それは専制君主制度の下でのみ実現されることになることになるとロシアの貴族社会を納得させようとした。

また、この作品でフォンヴィージンは悲しみをこめて、「君主と国家を代表する集団は尊厳を持って、一緒になって祖国を守るべきである。貴族はすでに名前だけで存在していて、祖国を食い物にする卑劣漢になってしまっている。一体どこに家柄の良さは消えてしまったのだろうか」⁵⁷と貴族が誇りと徳を失ってしまった状態を批判している。

フォンヴィージンが1782年にこのような文章を書いているのは、エカテリーナⅡ世に対する批判であると同時に、啓蒙君主としてのエカテリーナⅡ世への期待感を持ち続けていることを示している。同年にフォンヴィージンが書き上げたのが、戯曲『親がかり』である。この作品の2つの大きな主題は、貴族の道徳の低下と教育の問題である。『親がかり』に登場する老賢人スタロドゥームは、皮肉って「なすべき事がいくらでもあり、助けるべき人がいて、仕える祖国があるというのに、何一つしようともしないことこそ一番の不名誉であると貴族は考えべきである。・・・貴族に値しない貴族、これよりも卑しい者が地上にあるだろうか」⁵⁸と語る。この文章が示すように、フォンヴィージンは、貴族とは貴族にふさわしい高潔さと義務の心、そして愛国心を持って祖国に仕えるべきであると唱え、貴族としての社会的役割意識を持つべきであると主張した。

3.4.2. 戯曲の審査（演劇検閲）

ここで、フォンヴィージンの戯曲『親がかり』に関連して、18世紀後半の戯曲の審査に関する問題について考察する。

ロシア社会における劇場の役割が大きくなるにつれて、エカテリーナⅡ世は劇場の観客（публика）、すなわち貴族や教養層に対する戯曲の影響力を重視した。彼女は「劇場は国民の学校である、劇場は私の監督下にあるべきだ」と述べている。公衆の演劇への関心が深まるにつれ、戯曲の審査が慣習としておこなわれるようになってきている⁵⁹。だが、実際には戯曲の審査に関する法令は、この第Ⅱ期においては公式には一度も発令されていない。そのため、あくまでも慣例という枠内で審査はおこなわれていたと考えられる。

ただし、戯曲に関して個別の審査措置が採られていたことが資料から明らかになっている。1780年にモスクワのメドックス劇場⁶⁰に対して戯曲の審査が導入されている。モスクワ知事 V.M.ドルゴルーコフ＝クルムスキー公爵(1722-82)は、教養のないポリス官僚に劇作家の運命を託すことは不都合だと考えた。そして、1780年11月にモスクワ大学に対して、「モスクワの公衆劇場で有害、かつ誘惑的な作品が上演されないようにするために、公衆に見せる予定の全ての新しい戯曲、翻訳戯曲については、上演前にモスクワ大学から承認をうけるようにする。よって検閲人を大学教授から選抜し、推薦するように」と命令している。それに対してモスクワ大学側は、12月に「モスクワ大学理事ヘラスコフの特別監督のもと、戯曲の審査をモスクワ大学の歴史学教授チェボタリョフが担当する」と知事に返答している⁶¹。これは、モスクワ大学がその当時モスクワでの世俗書籍の審査を担当していたことに関連していると考えられる。

フォンヴィージンは、すでに1782年に脱稿した『親がかり』をペテルブルグの貴族のサロンなどで読み聞かせていた。審査を依頼されたチェボタリョフ教授は『親がかり』⁶²の登場人物スタロドゥームの台詞に危険性を見出し、訂正をフォンヴィージンに求めた。

この点についてフォンヴィージンは、1782年9月のペテルブルグでの『親がかり』の初演終了後、メドックス劇場支配人のメドックス宛てに、フランス語で次のような書簡を送付している。「貴方の長き沈黙は、認可を得ようとしている貴方の努力が結果を生んでいないことを明確に物語っています。この陰謀にも決着がつかしました。今月の24日政府の文書による認可のもとに、帝室劇場の宮廷俳優により戯曲が上演されました。これは政府の直接の同意であることを十分証明しているように思えます。大成功でした。・・・貴方の下に私の戯曲を残しておきますが、匿名にしておいてください。そして誰にも渡さないでください。私は、戯曲をまだ公にたくありません。それから、検閲人（censeur）が驚いた場所を含めて、私の戯曲の言葉は一切変更されていないことを検閲人にお伝えください。」⁶³ この書簡は、フォンヴィージンがペテルブルグでは政府の認可をえて、一切の変更をおこなうことなく戯曲が上演されたことを強調し、チェボタリョフ教授の訂正の要求には応じられないとの態度を示したものである。

喜劇『親がかり』は、フォンヴィージンが『旅団長』に続いて、悪習、偏見、貴族の無教養、外国模倣熱といった当時のロシアの貴族社会と地方地主の無知と後進性をかなり手厳しく、風刺手法で批判した喜劇である。それにも関わらず、この戯曲の上演が1782年にペテルブルグで認可されたことは、エカテリーナⅡ世自らが開明的で、自由主義的な立場をとっていることを示そうとしたものである。

この喜劇が、モスクワで実際に初演されたのは1783年5月14日である。風刺的傾向を持つ新聞、

雑誌、演劇による貴族社会の悪徳や無知、そしてその弊害の暴露は、次第に社会的・政治的性格を帯び始めていた。

1785年2月にN.P.ニコレフ(1758-1815)の戯曲『ソラナとザミール (Сорена и Замир)』⁶⁴がモスクワの劇場で上演されている。戯曲はポロヴェツ公ザミールの妻ソラナと結婚を望んだ狡猾な、暴君ロシア皇帝ムスチラフがザミールの権力を奪うという内容で、暴君と父なる君主、法で保護されているポロヴェツ国と臣民が奴隷のように扱われているムスチラフ公のロシアとの対比がなされた形で書かれている。暴君の専制政治と闘うテーマが公衆に人気を博していた。モスクワ警視総監ブリュス伯は、戯曲の中でとくに暴君である君主の形象には多くの二重の意味が含まれており、それがエカテリーナⅡ世であることをほのめかしていると考え、エカテリーナⅡ世に上演禁止を申し出た。

それに対し、エカテリーナⅡ世は「ブリュス伯、貴方が公衆から愛されている悲劇の上演を禁止したことに私は驚いています。貴方が指摘した詩の意味は、なんら貴方の君主とは関係がありません。著者は暴君の独裁に対して反対しているのです。貴方はエカテリーナ帝を賢母と呼んでいるでしょう」と答えて、上演を許可している。検閲史を記したスカピチェフスキーは、前述のようなエカテリーナⅡ世が自由主義的な態度をとり、戯曲を審査から救ったのは「ニコレフがダーシコヴァ公爵夫人の家に引き取られて養育されていたことやニコレフ自身が持っていた宮廷人脈が功を奏した」からであり、「1785年にニコレフの悲劇がエカテリーナⅡ世からの庇護を受けたのは、エカテリーナⅡ世時代の自由主義が最高潮を迎えていたからだ」⁶⁵と理由を説明している。そして、その証拠に1787年には科学アカデミー発行の雑誌『ロシア演劇』第5号に、ニコレフの戯曲は掲載されている。

エカテリーナⅡ世が直接関係し、まだ彼女が自由主義的傾向を持ち、文芸の庇護者であることを示し、直接出版物の審査に介入していたことを貴族社会に明確に示した興味深い事例が、もうひとつある。それは、クニャジニンが1772年に著した戯曲、悲劇『ヴラジーミルとヤロポルク

(Владимир и Ярополк)』の事件である。この戯曲は、クニャジニンが『原初年代記』⁶⁶の「10世紀末にリューリク朝のスヴァトスラヴ大公の息子で、末弟のヴラジーミルが長兄のヤロポルクを殺害しキエフの公位を奪った」⁶⁷との記述を基に描いた作品で、実際に戯曲が始めてペテルブルグで上演されたのは1784年のことである。そして、5年後の1789年の9月にモスクワで戯曲は上演されるのだが、このモスクワ上演にあたって戯曲を審査したのが、モスクワ大学のチェボタリョフ教授である。彼はフォンヴィージンの『親がかり』の時と同様に、戯曲の行間を読み、作品には権力に関して不適切な表現があると判断し、モスクワ警視総監エロプキンに作品に不当な表現があると訴える。だが、エロプキンは不適切な表現は見当たらないとし、検閲人であるチェボタリョフ教授と意見が異なっていた。そのため、最終的にエロプキンは、エカテリーナⅡ世に直接判断を仰いだ。

エカテリーナⅡ世は、「かなり以前に刊行されていて、何度も上演されている悲劇『ヴラジーミルとヤロポルク』には不適切な表現は何も見当たらないので、モスクワでの上演を許可してもよい」⁶⁸とエロプキンに回答し、最後は直接介入したのである。この事件のあと、チェボタリョフ教授は検閲人の職をとかれ、モスクワ大学修辞学のバルソフ教授が新しい検閲人として任命されている。

これらの事件から、戯曲については上演される時期と刊行される時期がしばしば異なっていること、すなわち戯曲に関しては上演認可審査と印刷認可審査と2回審査がおこなわれていることが明らかとなる。

また、この第Ⅱ期においては、戯曲の審査に関しても、この事例から見てもエカテリーナⅡ世がまだ柔軟な態度をとっていることが読み取れるのである。しかし、第Ⅲ期になるとエカテリーナⅡ世の戯曲に対する態度も一変する。

3.4.3. フォンヴィージンと雑誌『ロシア語愛好者の友』

1782年3月7日にフォンヴィージンは辞職願をエカテリーナⅡ世宛てに出し、辞職する。そして1783年3月には穏健派指導者であり、共に活動したN.パーニン伯爵が死亡し、フォンヴィージンは大きな精神的支柱を失う。同年エカテリーナⅡ世と科学アカデミー院長のダーシコヴァ公爵夫人により、科学アカデミー印刷所から新雑誌『ロシア語愛好者の友』（付属資料1参照）が発行される。文芸活動のみとなったフォンヴィージンは、次々とこの雑誌に作品を匿名で発表する。

1783年5月20日付け『サンクト・ペテルブルグ報知』の第41号にて、雑誌『ロシア語愛好者の友』第1号が刊行されることが公示された。雑誌の刊行部数は1,812部であり、当時雑誌は200部から300部売れば成功とされたので、発行部数の多い雑誌となっている。ここにもエカテリーナⅡ世自身が雑誌に関与していることが間接的に示されている。この雑誌の発行目的は、「ロシアにおいて科学が発展するように、公衆に良質のロシア語の作品を届けるために真のロシアの作品だけで編成され、翻訳作品は掲載しません」と序文にあるように、ロシアの文芸の発展に寄与することにあつた。さらに、「雑誌に掲載された作品に関して批判を書きたい者は、批判や風刺をのせるために他の印刷所を探すのではなく、雑誌の発行者であるダーシコヴァ公爵夫人に直接送付してください。公爵夫人は最小限の訂正もなく、直接雑誌に掲載するように命令します。これはロシア語が純化され、全ての公衆を満足させ、益を社会にもたらすことを目的としたものです。批判は疑いもなく、目的達成のための最良の方法なのですから」⁶⁹とあるように、批判を積極的に受け入れる姿勢を明確に示している。このように、この雑誌には、1783年当時のエカテリーナⅡ世の自由主義的傾向が反映されている。

雑誌に関しては、1856年の雑誌『同時代人』の第8号と第9号に掲載された社会評論家のドロリュエボフの論文「ロシア語愛好者の友、ダーシコヴァ公爵夫人とエカテリーナⅡ世により発行、1783-1784」で、詳しい分析がおこなわれている⁷⁰。

エカテリーナⅡ世がこの雑誌を発行した理由は、1769年に雑誌『一切切』を発行した時と同様で、民営印刷所の設立許可を出した後に予想される文化人による文芸活動の活発化に備えて、文芸作品の傾向の手本を示し、世論を指導したかったためとされる。しかも、エカテリーナⅡ世がこの雑誌に寄稿した作品は、風刺作品と公式のロシア国家の歴史を示すという意識の下に書かれたロシア史に関する作品であった。また、ラジーシチェフとノヴィコフを除いて当時の有名な作家のほとんどが作品を寄せている。エカテリーナⅡ世はこの雑誌を通じて、作家達と共に自分が居ることを、自分が文芸活動の指導者であること、そして文芸活動が国家事業であることを示そうとした。

第1号の作品の序文で『ロシア史覚書』は、外国語でロシア史として偏見にみちた書籍が発行されているので、若者のために書きました⁷¹とエカテリーナⅡ世が書き記しているように、作品が若者の教育と真のロシア史を描くことを目的としていたことが考察される。この作品は、1224年のモンゴル軍のロシア侵入までのロシア史を扱っている。この作品を書くにあたって、エカテリーナⅡ世が主として参考にしたのが、V.N.タチーシチェフ（1686-1750）の『ロシア史』である。

エカテリーナⅡ世の「諸民族とその言語はその最高の統治者の英知と熱意によって豊かになり、

広まる。君主が己の民族と言語の名誉について思慮深く、熱心であるなら、その民族の言語も繁栄するであろう」との言葉は、「良い事は全て玉座から出ており、民族的な知識の普及は政府の支持なしにはうまくいかないことを示している」とドブロリユーボフは書き記している⁷²。このように、エカテリーナⅡ世が意図するロシア史を書く目的は専制君主制を賞賛するためであり、ロシア民族とロシア文化の優秀さを示し、国民意識を高めることにあった。

そして、エカテリーナⅡ世は、自ら作品を描くことによってロシアの作家、芸術家、音楽家に祖国の英雄をめぐる歴史的な事件をモチーフにして作品をつくりだすことを暗示した。1786年にはエカテリーナⅡ世自身が、ノヴゴロドを制圧したリユーリクについての作品『リユーリクの人生からの歴史観 (Историческое представление из жизни Рурика)』を記し、他の芸術家に範を示している。しかし、この作品は歴史的事実を都合のいいように解釈している点が多々あり、作品の学問的価値はあまりないとされている。

『ロシア語愛好者の友』誌にフォンヴィーゼンは、1783年5月20日に発行された第1号に『ロシア語同義語一覧表の試み (Опыт российского словника)』⁷³を、7月28日に発行された第3号には作品『ロシア語同義語一覧表の試み』と『賢明な誠実な人々に特別な注意を呼び起こすいくつかの質問状 (Несколько вопросов, могущих возбудить в умных и честных людях особенное внимание)』⁷⁴を公表した。その後、エカテリーナⅡ世を激しく皮肉ったこの質問状がもとで、フォンヴィーゼンはエカテリーナⅡ世から不興を蒙ることになる。だが、フォンヴィーゼンは雑誌の第4号に『ロシアの作家からロシアのミネルヴァへの請願書 (Челобитная российской Минерве от российских писателей)』⁷⁵、第5号に『質問状の作者から『実話と絵空事』の作者へ(К г. сочинителю былей и небылиц от сочинителя вопросов)』⁷⁶、第6号と7号に『偽りの聾啞者の物語(Повествование мнимого, глухого и немого)』⁷⁷、第7号に『司祭ヴァシーリーの説教(Поучение, говоренное в духов день иереем Василием в селе П)』⁷⁸などを発表し続けることが認められている。しかし、1784年1月26日発行の第10号に、最後のシリーズ作品『ロシア語同義語一覧表の試み』が発表されて以後、フォンヴィーゼンには雑誌などで公に作品を生前発表する機会は二度と与えられることはなかった。

フォンヴィーゼンに対するエカテリーナⅡ世の否定的な態度を決定づける作品となったのは、第3号に掲載された『質問状』である。雑誌には質問を提起したのがフォンヴィーゼンで、回答をしたのがエカテリーナⅡ世であることは、公にはどこにも記載されていない。

だが、この質問と一緒に掲載された文書の中で「尊敬する科学の庇護者が管轄している『ロシア語愛好者の友』は、理性の作品の所蔵場所であるべきで、満足と有益を与えることができるものです。発行者は、真実の扉が開かれることを恐れていません。・・・この質問が印刷されるのであれば、今後もその続きはあるでしょう。公衆は率直に質問ができるなら、誠実に回答をしてくれると思えるでしょう。回答が『ロシア語愛好者の友』に溢れることでしょう、そして、私達の君主が愛してやまない真実から生まれる考察のための源泉が作られるでしょう」⁷⁹とフォンヴィーゼンは記述している。つまり、こう書くことによってフォンヴィーゼンは、自分が質問を出した相手がエカテリーナⅡ世であることを読者に明確に伝えた。そして、この質問と回答のやり取りが今後も続くことをフォンヴィーゼンが期待していることを読み取ることができる。

この質問状の作者に関しては、残されたダーシコヴァ公爵夫人宛ての書簡の中で、エカテリーナⅡ世は、「勿論これは2等宮内官の作品でしょう。私が第2号に書いた決断力のない人物として彼を描いたことに仕返しをしたのでしょうか」⁸⁰と書き記している。エカテリーナⅡ世は「質問状」の

作者をフォンヴィージンではなく、エリザヴェータ帝の寵臣だった「この世で最も卑劣な人間」と批判したシュヴァーロフ伯爵であると当初勘違いしていたようである。

しかし、ダーシコヴァ公爵夫人やシュヴァーロフ伯爵などは、あまりにも大胆すぎる質問に対して、その後に大きな影響を及ぼすのではないほうがよいとフォンヴィージンに「質問状」の雑誌への寄稿を思いとどませようとしたとされる⁸¹。だが、ダーシコヴァらの助言にもかかわらず、フォンヴィージンは「質問状」を第3号に寄稿した。フォンヴィージンは、当時のロシアの宮廷と貴族が抱える問題を20(14番の質問が2つあるので、実際には全部で21問)の質問としてエカテリーナⅡ世に対して勇敢にも1760年代、70年代の風刺手法を使って投げかけた。この質問状が編集部へ届き、雑誌に掲載されるに至った事情については、雑誌『ロシア語愛好者の友』の編集と発行に関与していた科学アカデミー院長のダーシコヴァ公爵夫人との間で交わされたエカテリーナⅡ世の書簡から窺い知ることができる。

「この論文を注意深く読んでみましたが、あまり毒がないことに気がつきました。回答と共に質問を掲載したら、全く毒を失うことになるでしょう」⁸²と書簡で書き記しているように、エカテリーナⅡ世は自らの回答と共にフォンヴィージンの質問状の掲載を許可した。ドブロリューポフが「何でも好きなことを言うのを許すことが治世の大きな長所であるとエカテリーナⅡ世は顕示していたし、彼女の時代の詩人はとくにこの点から彼女を賞賛していた」⁸³と記述している。エカテリーナⅡ世は作家に自由に発言させることにより、自己の啓蒙政策がより良く国民の目に映ると考えていた。だが、エカテリーナⅡ世に対するフォンヴィージンの大胆な批判行動に対して、次の第4号の風刺作品において、エカテリーナⅡ世は直ちにしかるべき反応を示している。

この質問と回答から、1783年当時のロシアの貴族社会が抱えていた問題を窺い知ることができる。これまでの先行研究の成果⁸⁴を参考にしながら、この質問について検討してみたい。ドブロリューポフはこの質問と回答について、「フォンヴィージンの大胆不適さに驚くとすれば、女帝の巧みさには一層驚かざるをえない。彼女はその巧みさによって最もあからさまな質問をはぐらかせ、また最も微妙な質問に対する回答でも、その質問が不適切であり、率直な回答を期待できないことを質問者に気がつかせた」⁸⁵と論評している。

フォンヴィージン自身が、後に雑誌の第5号に掲載された「質問状の作者から『実話と絵空事』の作者へ」、つまりフォンヴィージンからエカテリーナⅡ世へ宛てた作品で、「貴方の回答から判断すると、私はいくつかの質問を的確に表現ができなかったようです。説明をさせてください」⁸⁶と強調している。フォンヴィージンは、質問の意図が明確に伝えられなかったことを自ら認めており、再度エカテリーナⅡ世に質問の意図の説明を試みている。

この質問と回答を考察すると、フォンヴィージンが何の問題を念頭において批判し、エカテリーナⅡ世に質問したかが明らかになる。しかも、フォンヴィージンとエカテリーナⅡ世の諸問題に対する立場の違いが、正確に反映されている。

質問は全部で21問であるが、質問はエカテリーナⅡ世の政策に対する批判、貴族社会の腐敗、貴族の道徳の退廃、貴族の無教養に関するものとなっているのが特徴である。

質問	回答
1) なぜわが国では、他の国では当然とされている真実について議論されているのでしょうか？ (貴族の無教養)	どこでもそうですが、わが国では誰もが自分の気に入らないものとか、自分が理解できないことについて議論しているからです。

*フォンヴィーゼンは、貴族の無知、啓蒙の遅れを批判して、エカテリーナⅡ世に質問を提起している。

2) なぜ多くの善良な人々が退職しているのでしょうか？ (政策批判)	多くの善良な人が職を辞したのは、恐らく退職したほうが有利なことがわかったからでしょう。
------------------------------------	---

*フォンヴィーゼンは、政治的理由により誠実なパーニン伯爵やデルジャーヴィンなど、祖国に益をもたらしている政治家が辞職に追い込まれたことを批判し、この質問を提起している。政治家が辞職すべき時期について、フォンヴィーゼン自身は、『親がかり』のスタロドゥームの台詞を借りて、「自分の勤務が祖国に益をもたらしていないと確信した時」⁸⁷には、官僚は辞職すべきであるとしている。すなわち、貴族は国益のために国家勤務に就くべきであるとの考えを示している。

3) どうして皆が借金生活しているのでしょうか？ (貴族の道徳の退廃)	所有している所得よりも多くのお金を必要とする生活をしているので、借金をしているのでしょう。
-------------------------------------	---

*フォンヴィーゼンは、貴族の贅沢な生活を批判している。それに対して、エカテリーナⅡ世は借金の原因は貴族自らの生活態度にあることを指摘している。

4) 功績によって貴族になることができ、全ての国民に功績をなす広い分野が開かれています。どうして商人は貴族になることができず、工場経営者と金融関係者が貴族になっているのでしょうか？ (政策批判)	他者より豊かな人々は、功績を受ける機会をより多く持っているからでしょう。
---	--------------------------------------

*フォンヴィーゼンは賄賂が横行していることを批判したが、エカテリーナⅡ世はそのほめかしをうまくかわしている。

5) なぜわが国では訴訟当事者は訴訟と政府の決裁を公表していないのでしょうか？ (貴族官僚の腐敗)	1782年まで民営印刷所がなかったからです。
---	------------------------

*このフォンヴィーゼンの質問は裁判所の官僚の業務怠慢を批判したものだが、エカテリーナⅡ世は問題の趣旨をすりかえた回答をおこなっている。しかしながら、政府の決裁や裁判文書は今後印刷されることになるとの答えをエカテリーナⅡ世から引き出しているが故に、重要な意味を持っている。このエカテリーナⅡ世の回答に対して、フォンヴィーゼンは「質問状の作者から『実話と絵空事』の作者へ」の中で、「貴方の回答は、印刷所が増えることによって、知識の普及につながるだけでなく、法の裁き(司法)の強化につながることを期待させてくれます」と感謝を表し、さらに「決

裁などが印刷されることによって、悪徳な裁判官は文書が印刷されるのを恐れて、今後は公正な裁きを行うことでしょう」⁸⁸とその効用について指摘している。フォンヴィージンがエカテリーナⅡ世により 1783 年に発令された民営印刷所設立に関する勅令を評価していること、勅令がもたらす効果に期待を抱いていることをこの質問から読み取ることができる。だが、後に社会評論家ドブリューボフは「知られている限りでは、誰もこの君主のありがたい認可を利用せず、くすんだ裁判文書は残念ながら以前同様、裁判所のアルヒーフから出ることにはなかった」⁸⁹と記している。この勅令の発布は、法の裁きの強化に繋がることはなかったし、裁判文書は印刷されることはなかった。

6) なぜペテルブルグだけでなく、モスクワでも貴族を結びつけている団体が存在しなくなったのでしょうか？(政策批判)	悪いクラブが増えたからです。
---	----------------

*これは、エカテリーナⅡ世がフリーメーソンを含めて、貴族の様々なクラブがパーニン党と呼ばれるような批判勢力になることを恐れていたことを示している。1782 年にはポリスが設立され、協会や各種団体などに対するポリスによる管理が導入されている。

7) なぜ多くの貴族が子弟を親衛隊の士官にするように努力しないのでしょうか？(貴族社会の腐敗)	そのほうが楽なのでしょう。
---	---------------

*フォンヴィージンには国家勤務に付き、国家へ尽くすべきであることを教えない貴族の子弟教育を批判し、質問を提起している。エカテリーナⅡ世もその現状を認めている。

8) なぜ私達の会話は、何も聞くに値しないのでしょうか？(貴族の無教養)	嘘をついているからでしょう。
--------------------------------------	----------------

*フォンヴィージンには、無駄な議論やおしゃべりが多いことを批判している。

9) 有名でも、明らかに怠け者の人物が、至る所で誠実な人間であるとみなされているのでしょうか？(政策批判)	裁判所で暴露されないからです。
---	-----------------

*フォンヴィージンには、宮廷に誠実な人間が少ないことを批判している。エカテリーナⅡ世は悪人が裁判所で摘発されず、裁判所が効率的に機能していないことに、其の原因があると説明をしている。

10) 長い間立法に携さわっていても、なぜ誰ひとりとして立法分野で優れた業績を収めようと思わないのでしょうか？(政策批判)	それが全てでないからです。
---	---------------

*フォンヴィージンには、立法委員会が失敗に終わったことを暗に批判している。それに対して、エカテリーナⅡ世は立法委員会が失敗に帰した理由は、仕事が多量にありすぎたために、立法委員会だけに力を注げなかったからと説明している。

11) 祖国への真の功績を証明するような尊敬に値する人が、なぜ精神的な尊敬をよびおこすことができないのでしょうか？ (貴族の道徳の退廃)	皆が自分だけを愛し、社会的な徳性を重要視しないからです。
---	------------------------------

*フォンヴィーゼンはロシア貴族に見られるエゴイズムを批判している。エカテリーナⅡ世はその批判を追認し、その原因を示すと同時に、徳性が重要であることを強調している。この徳性を重要視する態度は、両者に共通しているものである。

12) わが国では何もしないことがどうして恥ずべきことでないのでしょうか？ (貴族の道徳の退廃)	愚かな行為が恥ずべきこと、無為で生きることが恥ずべきことであることが理解されていないからです。
---	---

*フォンヴィーゼンは、ロシア貴族の精神レベルの低さと何もしない態度を批判している。エカテリーナⅡ世は、それを追認している。後にフォンヴィーゼンは、この質問について、「どうして何もせず暮らしている人が、何もしないことを恥ずかしく思わないのか」⁹⁰をエカテリーナⅡ世に問い正したかったと説明している。

13) いかにして貴族の墮落した精神を向上させることができるのでしょうか、いかにして尊厳を軽視するような態度をなくすことができるのでしょうか？いかにして貴族の立派な称号が精神の高貴さの確固たる証拠になるのでしょうか？ (貴族の道徳の退廃)	以前と現在とを比べると、疑いもなく精神が鼓舞されていないからでしょう。貴族の外見や姿勢がすでにそれを示しています。
--	---

*フォンヴィーゼンは、貴族の道徳心の退廃に落胆し、悲しみを込めて精神が退廃した貴族を批判している。エカテリーナⅡ世自身もその状況を認めている。フォンヴィーゼンの現在の貴族に関する考えは、作品『質問の作者から『実話と絵空事』の作者へ』における「私は祖国を旅行する機会がありました。・・・私は2頭立ての馬車で動き回るだけのために勤務をしている多くの貴族を見ました。辞職した途端に四頭立て馬車に乗っている多くの貴族を見ました。私は尊敬すべき祖先から軽蔑すべき子孫を見ました」⁹¹の文章に見ることができる。

14-1) 誠実な君主がいるのに、陰謀と欺瞞によって君主の信頼を得るのではなく、誠実に功績を成して君主の信頼を得るとする一般的な規則が、どうして採用されないのでしょうか？ (政策批判・貴族の道徳の退廃)	どこでも、いつでも人間というのは完全な形で、生まれてこないためです。
--	------------------------------------

*フォンヴィーゼンは宮廷にはびこっている寵臣を重用したりする慣習を批判している。だが、エカテリーナⅡ世は人間は完全でないからこそ、こういった現象がおきると問題の焦点をそらしている。

14-2) 以前には、道化や茶坊主には官位は授けられなかったのに、なぜ今は極めて高い官位が与えられるのでしょうか？（政策批判）	私達の祖先は、読み書きができませんでした。昔はもっと多くの道化や茶坊主がいました。こういった質問を自由に言えるような人物は、昔はいませんでした。
---	--

*フォンヴィーゼンが寵臣が重用されていることを批判したが、エカテリーナⅡ世は「今は自由に意見を言える時代であること」を強調している。この質問の意図については、フォンヴィーゼンは後にエカテリーナⅡ世に対して、「高い官位の人のおしゃべりは、適切ではない」ことを示したかっただけであると釈明している。さらに続けて、「どうしてあなたは今のように質問を書くことができないのですかと聞かれたら、私は貴方が答えたように『何処でも、いつでも人間は完全に生まれてはこないからです』と答えたいと思います」⁹²と記し、自分が的確にエカテリーナⅡ世に質問の意味を伝えられていなかったことを認めている。

15) 他国では賢人とみなされていた多くの人が、わが国ではどうして愚者と見なされるのでしょうか、反対にここでは賢い人が他国ではしばしば愚者とみなされるのでしょうか？（政策批判）	趣味は様々で、各民族はそれぞれ自分の考えを持っているからです。
--	---------------------------------

*フォンヴィーゼンは正当に人が評価されていないことを批判したのであるが、エカテリーナⅡ世は問題をはぐらかしている。

16) 上流貴族の誇りはどこにあるのでしょうか？精神それとも頭の中でしょうか？（貴族の道徳の退廃）	優柔不断で決断力がないので、誇りがありません。
---	-------------------------

*フォンヴィーゼンは何もしない上流貴族を批判しているのだが、エカテリーナⅡ世自身も上流貴族が誇りを持っていないことを暗に認めている。

17) どうしてヨーロッパでは貧乏な人でさえ、しっかりとした手紙を書いているのに、わが国では非常に頭の切れる人物がわけのわからない文章を書くのでしょうか？（貴族の無教養）	あちらでは自分の考えを正しくはっきりと表現する能力を学んでいますが、わが国では考えを文書にすることを学んでいないからです。
---	---

*フォンヴィーゼンは、ロシア社会の開明レベルの低いこと、教育レベルの低いことを批判している。それに対して、エカテリーナⅡ世も開明レベルの低い原因が、教育にあることを認めている。

18) わが国では熱心で始まったことが、後になってよく忘れられてしまうのでしょうか？（政策批判）	人間は年をとっていくからです。
--	-----------------

*フォンヴィーゼンは、エカテリーナⅡ世が始めた立法委員会の業務を最後までやらなかったことを批判している。

19) 2つの相反する、有害な先入観をどのように撲滅するのでしょうか？最初にはわが国では全て否なのに他国では全て是、他国では全て否なのにわが国では全て是となるのでしょうか？(政策批判)	時間も知識も必要です。
--	-------------

*フォンヴィーゼンは、エカテリーナⅡ世の政策に一貫性がないことに対して批判している。それに対して、エカテリーナⅡ世は啓蒙政策の結果はすぐ出てくるものではなく、社会が知識を獲得するために啓蒙する必要がある、そのためには時間が必要であると答えている。

20) 我々の国民的な特質は何でしょうか？(В чем состоит наш национальный характер?)	全てのことを明敏に、すばやく理解することであり、恭順であり、その根本にあるのは創造主が人間に与えられた徳性です。
---	--

*エカテリーナⅡ世は、「恭順と徳性」と回答している。これは、1763年の極秘命令に見られる検閲原則「神、ツァーリ、公序良俗」に通じるものがある。エカテリーナⅡ世が、明確に何を国民に求めていたかを示していて、君主に恭順な臣民たることがロシアの国民的な特質であり、それを望んでいたことがこの回答から考察される。それと共に質問者に臣民として振舞いなさいと忠告を与えている。

以上見てきたように、フォンヴィーゼンがエカテリーナⅡ世に提起した質問は、エカテリーナⅡ世の政策批判と貴族社会が抱えている寵臣政治、追従主義、貴族社会の誤った教育から生まれる貴族の無知と悪徳、エゴイズムなどの道徳心の退廃問題を暴露している。当然のことながら、これらの質問はエカテリーナⅡ世の怒りを呼び起した。

だが、これらの質問からフォンヴィーゼンが、あくまでも貴族社会を基礎にして思考していること、貴族として自分が何をすべきかの役割意識(ролевое самосознание)に目覚めていることが見てとれる。大胆不敵な質問をした貴族文化人フォンヴィーゼンの姿勢は、戯曲『親がかり』において、「心の勇ましきは戦いの時に、魂の豪胆さは人生の試練の時あらゆる状況の下で明らかになります。・・・突撃の時、命を危うくする兵士の大胆さと、国王に向かってその怒りに触れる危険を冒しながら真理を語る政治家の豪胆さと両者にどのような違いがあるでしょうか」⁹³に示されている。フォンヴィーゼンは、怒りをかってでも勇気を持って自らの意見を君主に表明することが重要であると考えている。

一方、エカテリーナⅡ世も質問状が掲載された次号にあたる第4号で、作品『実話と絵空事』の中でおじいさんの口を借りて、質問状に対する不快感を示している。「青二才です！私達の時代は誰も質問を好みませんでした。質問は不快だからです。ああいった表現は適さないと思います」⁹⁴と、自由に発言し、質問を出したフォンヴィーゼンを批判した。さらに、続けて「道化師などが以前は官位を持っていなかったのに、なぜ今は持っているのですか」の質問に対して、再びおじいさんの口を借りて、「なぜって、はっきりしているのではありませんか。以前は嘘をつくことはできなかったし、とくに書くことはできなかったからです」⁹⁵と答えている。以前には与えられていなかった発言の自由が今は与えられていることに気が付きなさい、大胆な発言をすることに対して節度を守りなさいと、エカテリーナⅡ世はフォンヴィーゼンに対して警告を与えた。

この『質問状』が原因でエカテリーナⅡ世の不興をかったフォンヴィーゼンであったが、第4号

に作品『ロシアの作家からロシアのミネルヴァへの請願状』の掲載が許可されている。この作品で、フォンヴィージンは「エカテリーナⅡ世の時代のことを比類なき素晴らしき統治の下すでに20年間、ロシアの作家はなんら不当な扱いを受けることはなく、反対にエカテリーナⅡ世からありとあらゆる激励と庇護を受けてきました」⁹⁶と述べ、エカテリーナⅡ世に庇護してくれたことへの感謝の意を表した。第3号の回答で示されたエカテリーナⅡ世からの警告に対して、フォンヴィージンは直ちに自らのエカテリーナⅡ世に対して感謝する立場と悔恨する態度を明確にし、エカテリーナⅡ世を賞賛する態度を示した。

さらに、「教養ある私達に、作家である私達がロシアのミューズに余暇の時間に仕え、生活の一番重要な時間については祖国のために捧げられるように、能力にしたがって時間を仕事に使うように命令してください」⁹⁷と述べている。これは、貴族は国益のために仕えることが第一の義務だとするフォンヴィージンの立場を示している。そして、その事実をエカテリーナⅡ世に伝えることが、この文章を記した目的であった。

第5号の作品『質問状の作者から『実話と絵空事』の作者へ』において、フォンヴィージンは「もし貴方が、私の同胞であるなら、たとえ貴方が誰であっても、20年余りにわたって貴族社会に注がれた多数の恩恵に対して、私が感謝の気持ちを誰にも劣らず、抱いていることを確信できることでしょう」⁹⁸と記述し、貴族の一員としてエカテリーナⅡ世に対して感謝の気持ちを抱いていることには誰にも負けないので、ぜひその心を理解してほしいとの願いを、エカテリーナⅡ世に痛切に訴えている。

そして、エカテリーナⅡ世に辛辣な質問を提起した理由について、フォンヴィージンは、次のように書き記している。

「私の質問は、立派な社会の悪徳、かつ無教養なメンバーが示す感謝のない良心のない態度に驚いたことから生まれました。私は国内を旅行する機会がありました。そして、貴族と称する多くの人が、自分のことだけを考えているのを見ました。・・・私は立派な祖先の軽蔑すべき子孫を見ました。私は卑屈に振舞う貴族を見ました。私は貴族です。そして、この状況は私の精神を苦しめました。」⁹⁹

貴族がなすべき社会的役割を自覚しているフォンヴィージンには、貴族社会の退廃ぶりに我慢できなかった。彼はエカテリーナⅡ世に質問状という形を借り、悪徳貴族を告発した。

フォンヴィージンに顕著に見られるように、18世紀末の貴族の行動を見る時の一つのキーワードは、貴族としての役割意識である。これは人文大学のチューパ教授が指摘しているように¹⁰⁰、18世紀末の文化人には自意識とともに、強い貴族としての役割意識が見られる。したがって、貴族としての役割意識はロシア人としての国民意識の覚醒を支援することであり、国家や社会に益をもたらすことである。そのため、貴族として、彼らは作家としての文芸活動を含めて、国家のために仕えるという目標を掲げた。それ故、フォンヴィージンの君主であるエカテリーナⅡ世への期待感は、強かったのである。

最終的には、第3号に掲載された質問状が原因となり、フォンヴィージンは君主に対しても「自由に意見を述べる人物」として、エカテリーナⅡ世の不興をかい、1784年を最後に公で自分の名で作品を発表する場所を失っている。だが、匿名でフォンヴィージンは、社会論評や翻訳作品を書き続けている。

1785年に翻訳作品『ツィンマーマン氏の作品から、愛国心に関する考察(Рассуждение о национальном любочестии из сочинений г. Циммермана)』¹⁰¹が、匿名でペテルブルグの書

籍商 M.K.オヴチンニコフにより発刊された。これは、フォンヴィージンがベルンの医師で啓蒙家であり、エカテリーナⅡ世とも1785年から1792年まで文通の交流があったJ.G.ツィンマーマン(1728-95)の作品で、真の愛国者をテーマにした『国家の誇りについて』を一部翻訳したものである。愛国心の問題は、常にフォンヴィージンが関心を抱いていたテーマである。

1789年12月に雑誌『対話する市民(Беседующий гражданин)』¹⁰²に祖国の概念と愛国心について記したラジーシチェフの作品『祖国の息子とは何かに関する対話(Беседа о том, что есть сын отечества)』¹⁰³が発表され、盛んに祖国の息子についての論議が作家の間でなされていた。ラジーシチェフは、作品で「祖国に生まれる者全てが祖国の息子(愛国者)の偉大なる名称にふさわしいわけではない」と述べ、祖国の真の息子とは「良心、愛情、分別、公正さ、良俗、謙虚さと目的をしっかりと持ち、法を遵守し、忍耐強くあり、献身的であり、祖国のためには自らを犠牲にできる人物である。そして一番重要なことは、祖国の利益のために仕えることである」¹⁰⁴と述べている。

興味深いのは、作品を発表する機会を奪われたフォンヴィージンとその機会を奪ったエカテリーナⅡ世との関係である。エカテリーナⅡ世は、1789年のフランス革命の前後で、文化の庇護者の立場から世論と言論文化の管理者の立場に移行している。

エカテリーナⅡ世の政治姿勢が保守的になってきたことは、急進批判勢力の一員であり、フリーメーソンの活動家ノヴィコフと違って、比較的穏健な批判勢力に属していたフォンヴィージンに対しても、出版拒否という厳しい態度をとったことから窺われる。

だが、ロシアの近代化のために啓蒙活動をおこなうという共通認識は、フォンヴィージンには世襲貴族としての立場から、エカテリーナⅡ世には君主としての立場から両者には見られる。

1783年10月21日に人文系のロシア・アカデミーが開設された時、フォンヴィージンは最初のロシア・アカデミーの会員に選ばれている。そして、フランス・アカデミー辞典を基礎にした露仏辞典の編纂にかかわり、辞典編纂の経験があったフォンヴィージンは、「スラヴ・ロシア語詳解辞典編纂規則手引書」などを記し、文化レベルの成長の証拠となった『ロシア・アカデミー辞典』の編纂では、企画立案者として極めて重要な役割を果たしている¹⁰⁵。

ロシア・アカデミーの設立と辞典については、1783年2月の『スタロドゥームからの書簡』¹⁰⁶の中で、「ロシアはエカテリーナⅡ世に感謝すべきです。ロシア・アカデミーの設立によって、ロシアでは教育が進み、ロシア語はより豊かになるでしょう。ロシア・アカデミーが辞典と文法書を編纂すると聞いています。それは極めて有益であります」¹⁰⁷とフォンヴィージンは自らの考えを記している。さらに続けて、「ロシア・アカデミーがヨーロッパのアカデミーのようにコンクールを開催し、ロシアの作家が作品でその雄弁術を競うことによって、ロシア語の豊かさと美しさとその力強さを取り戻すことができる」¹⁰⁸との意見を述べている。

このように、不遇な状況に置かれても、フォンヴィージンは、『ロシア・アカデミー辞典』の編纂には熱心に参加している。この事実は、フォンヴィージンの貴族文化人としての社会的役割を果たすという使命感を表していると同時に、開明君主としてのエカテリーナⅡ世の立場が国民意識の覚醒と啓蒙を進めるという目標においては同じであること、さらにこの両者の間にはこの辞典編纂分野では協力関係が成立していたことを示している。

一方、エカテリーナⅡ世は、貴族文化人の役割意識を外国の影響力と闘うための道具に使おうとした。その目論見を顕著に示しているのが、外国の翻訳作品を拒否し、ロシア語の作品のみを掲載した雑誌『ロシア語愛好者の友』の発行であり、語根方式のロシア語詳解辞典の編纂事業であった。

当時の貴族社会の状況について、ラジーシチェフの庇護者であり、エカテリーナⅡ世の側近として活躍し、フランスにも留学した経験を持つA.P.ヴォロンツォフ伯爵は、回想録の中で「ロシアは、母国語を学ぶことをおろそかにしている唯一の国です。・・・ペテルブルグとモスクワで自分は開明された人間だと思っている人は、子供達がフランス語を学び、子供達の周囲を外国人が取り囲み、ダンスと音楽の値段の高い教師をつけて、子供達にロシア語を教えていません。この高価な教育は、祖国について全く知識を与えず、国家に対する冷淡さと軽蔑の気持ちを植えつけることになるでしょう」¹⁰⁹と書き記し、貴族社会のフランスの追従、ロシア語とロシア文化の軽視の風潮、誤った貴族の子弟教育を厳しく非難している。

フランス革命の前年にあたる1788年2月、新聞『サンクト・ペテルブルグ報知』に、「ネフスキーフスキー通りのシャホフスキー公爵の家で、書籍商クロステルマンにより喜劇『親がかり』の著者による監修で1788年に発行される新しい定期刊行物『誠実な人々の友、もしくはスタロドゥーム』の予告が無料で配布される」¹¹⁰との記事が、掲載される。1784年から匿名でしか作品を発表できなかったフォンヴィーゼンは、雑誌を刊行するために新たな行動をおこしている。そして、同じ記事の中で、「この定期刊行物には翻訳作品は掲載されず、新しい作品のみとなり、これまで出版された作品は掲載されない。ただし、公衆に筆写の形で読まれている作品は掲載される」と定期刊行物の内容を紹介している。フォンヴィーゼンは、自分の作品が公衆に写本により、かなり広く読まれていて、人気を博している事実を隠そうとはしなかった。

この雑誌の発行計画の思いをフォンヴィーゼンは、1788年1月の『スタロドゥームへの書簡(Письмо к Стародуму)』の中で、「私は検閲の厳しさを恐れませんが、印刷できないようなものは何も書かないからです。エカテリーナⅡ世の時代はロシア人に物事について自由に考えさせ、その考えを表現することができる時代として有名です」と記している。これは、フォンヴィーゼンがエカテリーナⅡ世の言論政策を褒め称えることにより、自分にも意見を表明する手段が許可されることへの期待感を示したものである。それと同時に、「才能ある人物を圧迫し、無知や欠陥を暴くことを邪魔する人物が確かにいます」¹¹¹と書き記し、フォンヴィーゼンに発表する機会を与えないエカテリーナⅡ世を暗に批判している。

だが、フォンヴィーゼンはエカテリーナ体制を厳しく非難しながらも、君主と協力することによってのみ、農奴制の支持者で『親がかり』に登場する教養のない無慈悲な地主スコチーナ(畜生の意味)やプロスタコーヴァ(何も考えない女の意味)らと闘えると考えている。それは、君主にまだ協力し、よい社会を実現させることができると期待をかける貴族から抜け出すことできない貴族文化人フォンヴィーゼンの姿である。

同じ、1788年1月に『スタロドゥームの返答(Ответ Стародума)』で、フォンヴィーゼンは、君主への期待感を次の文章で示している。「エカテリーナⅡ世は啓蒙への道を開き、作家の手から手枷をとり、才能を持つ人物が自分の能力を世の中に発表できるように自由な印刷所をどこでも望む者に設立することをお許しになりました。こうして、ロシアの作家の皆さん、貴方達の才能の前に広大な空間が開かれました！上流貴族の体内には、奴隷根性的な精神が巣くっています。貴方達の摘発により、自尊心を傷つけられるのではとの恐怖から、上流貴族は貴方達に攻撃をかけてくるでしょう。たとえ、良心のない収賄者が暴言を吐いても、法律をかいくぐっても、祖国と同胞の財産を盗もうとしても、貴方達のペンは勇敢にもこういった収賄者を君主、祖国、社会に対して摘発することでしょう。書く自由と才能のある人間こそが、公益の番人になると思います。作家が才能と自由を享受できる国家においては、作家は祖国を害する汚職や偏見に対抗して声を上げることがで

きるのです。なぜなら、才能のある人間はペンを握ることにより、君主にとって有益なる助言者にも、時には祖国と同胞の救済者になれるからです。」¹¹² このように、フォンヴィーゼンは、エカテリーナⅡ世に対して才能豊かな作家は、君主にとって助言者にも、救済者にもなれると主張した。

フォンヴィーゼンは、書く自由と才能を持ち合わせた作家は作品を書くことにより公益の番人になり、汚職を摘発し、批判できると考えた。これはフォンヴィーゼンが、かつて官吏だった作家として、エカテリーナⅡ世の有益なる助言者になると同時に、祖国の救済者の役割をも担いたいと願っていたことを示している。

事実、フォンヴィーゼンは貴族文化人の役割意識を自覚した作家として、公益を守る立場の人間として、社会批判を展開している。1782年の作品『親がかり』を通じて、君主に無知で粗暴な地主達と闘う必要性をスタロドゥームの口を借りて訴えている。同じく1782年には、反エカテリーナの穏健勢力の指導者、パーニン公爵と共に将来のパーヴェルⅠ世を君主に据え、ロシアに制限君主制の導入を目標にかかげて、将来の計画『必要不可欠な国家法についての考察』を発表し、たとえ君主であっても法を遵守しなければ、専制君主になると警告し、法と自由の重要性を訴えた。

また、1786年にはフォンヴィーゼンは、当時の教科書に採用されていた問答形式を用いた社会論評『一般宮廷文法(Всеобщая придворная грамматика)』¹¹³を発表している。『一般宮廷文法』の序文には、この文法は「どの宮廷にも属すものではなく、この文法は一般的、もしくは哲学上のものである」とことわっている。だが、その後の質問と回答形式で進むテキストを読むと、エカテリーナⅡ世の宮廷を対象にして書かれていることは明白である。

最初の質問で、「宮廷文法とは何ですか？」と問い、「宮廷文法とは言葉とペンを使ってずる賢く諂う学問である」と答えている。そして、「宮廷は有声音と無声音から構成されていて、有声音は少なく、3人とか4人とかで、無声音は宮廷においてアルファベットの**Ъ**にあたり、他の文字の助けがなくてはいかなる音声も生じない。その他に半有声音もしくは半大貴族というのがあって、彼らは無声音出身者だが、有声音の前では無声音で、無声音の前では有声音である」と書き記し、フォンヴィーゼンは宮廷が世襲貴族と一代貴族からなり、互いにへつらっている宮廷の貴族社会の風俗を風刺し、批判している。この作品もフォンヴィーゼンの生前に発表されることはなかった。

フォンヴィーゼンが君主の助言者として貴族社会を痛烈に批判する一方で、祖国の救済者、すなわち君主の協力者の役割を演じたのが、ロシア・アカデミーでの『ロシア・アカデミー辞典』の編纂委員会での協力だった。

だが、「フォンヴィーゼンは私に統治する方法を教えたがっています」¹¹⁴と述べたとされるエカテリーナⅡ世は、フォンヴィーゼンに国家の救済者としての役割も助言者としての役割も求めることはなかった。フォンヴィーゼンに忠実な臣民であることのみを求めた。

1788年4月4日付けのパーニン伯爵宛の書簡で、フォンヴィーゼンは「このこのポリスは、『スタロドゥーム』の印刷を禁じました。したがって、雑誌『スタロドゥーム』が公衆に発表されなくても私には責任はありません」¹¹⁵と記し、ポリスにより雑誌『誠実な人々の友、もしくはスタロドゥーム』の印刷認可が出なかったこと、すなわち、エカテリーナⅡ世の認可がでなかったことへの怒りと遺憾の気持ちを表現している。

エカテリーナⅡ世は、検閲機関であるポリスを利用して、フォンヴィーゼンが出版者として雑誌を発行することを禁じた。この雑誌の発行不認可は、エカテリーナⅡ世が祖国を開明するための協力者としてのフォンヴィーゼンを受け入れたとしても、社会の道徳の退廃と悪徳と闘うための手段を教示する助言者としては受け入れなかったことを示している。

1788年にフォンヴィーゼンは、認可されなかった雑誌のために準備していたテキスト『甥に対する叔父の忠告 (Наставление дяди своему племяннику)』¹¹⁶を公表している。この中で「誠実な態度をとったことで、私はひどい迫害を受けました。私は多くの敵を作りました。慈善行為は私を借金まみれにし、知識と啓蒙は国家にとって有害であると考えた一人の高貴な無教養な人物の私に対する妬みと憎しみを呼び起こしました。重い病気が私に自分の考えが愚かであることを気がつかせてくれました」¹¹⁷とフォンヴィーゼンは書き記している。フォンヴィーゼンは、国益を考えて誠実に行動しても、必ずしも正当に評価されない現実を認めざるをえなかった。だが、自分の生き方が評価されないとしても、フォンヴィーゼンは決して考え方を変えることはなかった。結局、フォンヴィーゼンは、1783年の民営印刷所設立の許可を出版の自由と受け止めたことが誤りであったことを、さらに啓蒙君主としてのエカテリーナⅡ世に対する期待が裏切られたことを、自らの雑誌の出版拒否という辛い経験を通じて思い知ることになる。

その一方では、マーカが「文学界にとりわけ鋭い関心を寄せたエカテリーナⅡ世であったから、最終的な検閲官としての己の地位を放棄することなどは考えてもいなかっただろう」¹¹⁸と主張するように、エカテリーナⅡ世はフォンヴィーゼンに対して、専制君主として自らが出版物の印刷の最終認可を出す検閲官であることを厳格に示した。

A.S.プーシキン(1799-1837)は、作品『18世紀ロシア史覚書 (Заметки по русской истории XVIII века)』¹¹⁹において、「エカテリーナは、啓蒙を愛しました。そして、啓蒙の最初の光を広めたノヴィコフをシェシコフスキー¹²⁰の手から監獄に移し、そこでノヴィコフはエカテリーナが死ぬまで過しました。ラジーシチェフはシベリアに流刑されました。クニャジニンは鞭打ちの刑で亡くなりました。そして、エカテリーナが恐れたフォンヴィーゼンは、もし彼の名声があればほどに轟いていなかったら、彼らと同じ運命を避けられなかったでしょう」と記している。プーシキンは、フォンヴィーゼンがエカテリーナⅡ世の怒りをかったのに、逮捕されなかったのは、彼と彼の作品が余りにも有名であり、社会への影響力が高かったためとその理由を説明している。

さらに、プーシキンは、フォンヴィーゼンの勇気ある態度を褒め称え、代表作『エヴゲーニイ・オネーギン (Евгений Онегин)』¹²¹に、次のような詩の一節を残している。

Волшебный край! Там в стары годы,	魔法の国だ!そこには昔
Сатиры смелой властителин,	大胆不敵な風刺の王者
Блистал Фонвизин, друг свободы	自由の友、フォンヴィーゼンが輝いていた

フォンヴィーゼンは、人生の最後まで、公益のために尽くした貴族であり、「大胆不敵な風刺作家であり、自由の友」であり続けた。

第Ⅱ期では、ロシアの歴史や言語や伝統などに関心が集まるように、エカテリーナⅡ世は貴族文化人が批判や意見を表明することを奨励し、雑誌という形で意見を述べる場所を提供した。また、第Ⅱ期はロシア・アカデミーの設立や『ロシア・アカデミー辞典』の編纂などを通じて、国民意識の覚醒活動に教養エリート貴族層を引き入れることによって、エカテリーナⅡ世と貴族文化人との協力体制ができあがった時期である。

だが、エカテリーナⅡ世は専制君主として、貴族文化人が政治問題に関与することを断固として拒否した。そして、その拒否はフォンヴィーゼンには雑誌の出版不認可という形で示され、ノヴィコフに至っては当局の監視の下に置かれることになった。

1783年に重要な思想伝達手段である印刷業の独占権をエカテリーナⅡ世が手放した理由は、エカテリーナⅡ世がポリスの管理能力を過信していたこと、さらに彼女が貴族文化人の自立的な動きの

進展を予見できなかったことにあると考える。一方、貴族としての社会的役割の自覚を持ち行動する文化人はエカテリーナⅡ世のたとえ協力者であったとしても、恭順な臣下の立場にとどまっていることはできず、エカテリーナⅡ世に現状を訴えずにいられたのである。

- ¹ Сборник постановлений и распоряжений по цензуре с 1720 по 1862 г. СПб., 1862. С.25.
- ² Полное собрание законов Российской империи с 1649 года. СПб., 1830. Т.XXI. №15671.
- ³ Зайцева А.Л. Е.Р.Дашкова и книжная торговля Академии наук. // Екатерина Романовна Дашкова: Исследования и материалы. СПб., 1996. С.113.
- ⁴ Луппов С.П. История библиотеки Академии Наук СССР. 1714-1964. М.-Л., 1964. С.135-136.
- ⁵ Самарин А.Ю. Неизвестный указ Екатерины II о доставке обязательного экземпляра в библиотеку Петербургской Академии Наук. // Вторые Лупповские чтения. М., 2006. С.81-88.
- ⁶ Сборник постановлений. С.25-26.
- ⁷ Лонгинов М.Н. Новиков и московские мартинисты. М., 1867. С.228-229.
- ⁸ ロシア語の главнокомандующий は警視總監、 обер-полицеймейстер は警視監、 полицеймейстер は警視長と便宜上訳している。
- ⁹ Сборник постановлений. С.26-27.
- ¹⁰ Русская журналистика в документах. М., 2003. С.54-55.
- ¹¹ Там же. С.55.
- ¹² Марасинова Е.Н. К истории политического языка в России XVIII в. // Отечественная история. №5. М., 2005. С.3-16.
- ¹³ Русская журналистика. С.55-56.
- ¹⁴ Сборник постановлений. С.27.
- ¹⁵ 佐々木照央「エカテリーナⅡ世の時代の検閲について」Regional Information Network Society, 1983年、76-77頁。
- ¹⁶ Вернадский Г.В. Русское масонство в царствование Екатерины II. СПб., 1917. // 1999. С.467-468.
- ¹⁷ Там же. С.474.
- ¹⁸ Там же. С.463.
- ¹⁹ Сборник постановлений. С.28.
- ²⁰ Там же. С.28-29.
- ²¹ Там же. С.29-31.
- ²² Западов В.А. Краткий очерк истории русской цензуры 60-90-х годов XVIII века. Л., 1971. С.114-115.
- ²³ Западов В.А. К истории правительственных преследований Н.И.Новикова. // XVIII век. Сб.11. Л., 1976. С.44.
- ²⁴ 佐々木照央 前掲論文、64-80頁。
- ²⁵ 聖アタナシウス(296-373)は、キリスト教神学者であり、司教。
- ²⁶ Русская журналистика. С.60.
- ²⁷ Мартынов И.Ф. Новые материалы о книгоиздательской и книготорговой деятельности московского университета во второй половине XVIII в. М., 1978. С.11-18.
- ²⁸ Сводный каталог русской книги гражданской печати XVIII века. 1725-1800. М., 1962-1975. С.278-290.
- ²⁹ Marker G. Publishing, Printing and the Origins of Intellectual Life in Russia. 1700-1800. Princeton University Press. 1985. P.105.
- ³⁰ Кондакова Т.И. К вопросу о формировании профессии издателя в России в XVIII в. // Государственная Публичная библиотека.: Труды. №14. М., 1978. С.166.
- ³¹ Болебрух А.Г. Передовая общественно-политическая мысль второй половины XVIII в. и царизм. Днепропетровск. 1979. С.22.
- ³² Marker. Op. cit. P.105-109.
- ³³ Законодательство Екатерины II. Отв. ред. О.И.Чистяков, Т.Е.Новицкая. М., Т.1. 2000. С.557-604.
- ³⁴ Там же. С.568.
- ³⁵ Платонов О.А. Терновый венец России. Тайная история масонства 1731-1996. М., 1996.
- ³⁶ Вернадский. Указ. соч., С.300.
- ³⁷ Законодательство Екатерины II. С.605.
- ³⁸ Smith D. Freemasonry and the Public in Eighteenth-Century Russia in Imperial Russia. New Histories for the Empire. Indiana Univ., 1998. P.281-304.
- ³⁹ Вернадский. Указ. соч., С.127-132.
- ⁴⁰ Справочный том к запискам Е.Р.Дашковой, Екатерины II и И.В.Лопухина. М., 1992. С.124-125.
- ⁴¹ 付属資料1を参照。全頁2808頁のうち、約1400頁をエカテリーナⅡ世の作品が占めている。1856年の雑誌『同時代人』の8号と10号の中で、ドブロリューボフは、『ロシア史の覚書』は読者である国民に啓蒙は国家の支援なくしておこなえないことを示すために書いた作品と評している。

- 42 Западов. К истории правительственных. С.37-48.
- 43 Кочеткова Н.Д. Пиеизм и русское масонство. Eighteenth-Century Russia: Society, Culture, Economy. Wittenberg, 2004. С.231.
- 44 Макогоненко Г. Николай Новиков и русское просвещение XVIII века. М.-Л., 1951. С.505.
- 45 Лонгинов М.Н. Новиков и московские мартинисты. М., 1867. С.228-229.
- 46 Новиков Н.И. Избранные сочинения. Материалы о преследовании Новикова, его аресте и следствии. М.-Л., 1951. С.577.
- 47 Там же. С.577-578.
- 48 Екатерина II 世がフリーメーソンを嘲笑して書いた作品は、『ペテン師』、『だまされた男』、『シベリアのシャーマン』の3作品となっている。
- 49 Новиков. Указ. соч. С.580.
- 50 Мартынов И.Ф. Новые материалы о книгоиздательской и книготорговой деятельности Московского университета во второй половине XVIII в. // Из истории фондов научной библиотеки Московского университета. М., 1978. С.7-22.
- 51 Новиков. Указ. соч. С.567.
- 52 Милкоков П.Н. Очерки по истории русской культуры. Т.3. М., 1896-1903. // 1995. С.368.
- 53 Фонвизин Д.И. Избранное. М., 1983. С.278-310.
- 54 Афанасьев Е.Л. Теперь представим себе государство. М., 2005. С.540-547.
- 55 Фонвизин. Избранное. С.231-242.
- 56 Там же. С.231.
- 57 Там же. С.240.
- 58 Фонвизин Д.И. Комедии. Л., 1967. С.118.
- 59 Болебрух. Указ. соч. С.20.
- 60 Медокс M.G.はイギリスに生まれた英国人で、オックスフォード大学を卒業後パーヴェル大公の数学の先生としてロシアに来たが、ロシアで演劇に魅了され、劇場の興業主となる。1780年に開設されたメドックス劇場は、別名ベトロフスキー劇場と呼ばれた。
- 61 Дризен Н.В. Материалы к истории русского театра. М., 1913. С.100-101.
- 62 ФОНВИЗИНは、農奴制を基礎に横暴な田舎の地主一家の生活と無教養な息子の結婚を通じて、教育問題の重要さと貴族階級の無知を表現した。作品には肯定的と否定的な人物が登場し、それぞれの登場人物の名前から特徴を窺い知ることができる。例えば、スタロドゥーム (年長の思慮深い人)、プラーウジン (正義の人)、プロスタコーヴァ (何も考えない女) など。とくにスタロドゥームは、作品の中で著者の意見を体現している人物である。極めて教訓的な内容の作品であるが、その写実的な内容と平易な語りで、当時の貴族の生活と国民性とを生き生きと映し出している。フォンヴィーゼンは社会風刺、社会喜劇の伝統の先駆者で、その伝統は19世紀のグリゴエードフの『智慧の悲しみ』やゴーゴリの『検察官』へと受け継がれている。
- 63 Фонвизин Д.И. Письмо к Медоксу. Соб. соч. в двух томах. М.-Л., 1959.
- 64 フランスのヴォルテールの悲劇『アルジール、あるいはアメリカ人、悲劇 (Alzire, ou les Américains, tragédie)』(1736)を基礎に書かれた戯曲である。
- 65 Скабичевский А.М. Очерки истории русской цензуры. СПб., 1892. С.39-40.
- 66 キエフの修道僧ネストルが、12世紀初頭に編纂したと言われる年代記『過ぎし年月の物語』のこと。
- 67 田中陽児・倉持俊一・和田春樹『世界歴史体系 ロシア史1-9〜17世紀』山川出版社、1994年、73-74頁。
- 68 Дризен. Указ. соч. С.105.
- 69 Собеседник любителей российского слова. 1783. Ч.1. С.9.
- 70 Добролюбов Н.А. Собеседник любителей российского слова. Собрание сочинений. Т.1. М.-Л., 1961. С.182-279.
- 71 Собеседник любителей. Ч.1. С.104.
- 72 Там же. С.202.
- 73 Фонвизин. Избранное. С.141-152.
- 74 Там же. С.141-152.
- 75 Там же. С.153-154.
- 76 Там же. С.219-221.
- 77 Там же. С.158-162.
- 78 Там же. С.155-157.
- 79 Там же. С.215.
- 80 Эйдельман Н.Я. Восемнадцатое столетие в изданиях вольной русской типографии. Россия XVIII столетия в изданиях вольной русской типографии А.И.Герцена и Н.П.Огарева. // Справочный том. М., 1992. С.125-126.
- 81 Там же. С.126.

-
- 82 Там же. С.125.
- 83 Добролюбов. Указ. соч. С.216-217.
- 84 Афанасьев. Указ. соч. С.517-548.
- 85 Добролюбов. Указ. соч. С. 217.
- 86 Фонвизин. Избранное. С.219.
- 87 Фонвизин. Комедии. С.96.
- 88 Фонвизин. Избранное. С.220.
- 89 Добролюбов. Указ. соч. С.218.
- 90 Фонвизин. Избранное. С.220.
- 91 Там же. С.219.
- 92 Там же. С.220.
- 93 Там же. С.122.
- 94 Собеседник любителей русского слова. Ч.IV. С.163-164.
- 95 Добролюбов. Указ. соч. С.219.
- 96 Фонвизин. Избранное. С.153.
- 97 Там же. С.154.
- 98 Там же. С.219.
- 99 Там же.
- 100 Тюпа В.И. Парадоксы уединенного сознания- ключ к русской классической литературе. // Парадоксы русской литературы. СПб., 2001. С.174-192.
- 101 Фонвизин Д.И. Собрание сочинений в двух томах. М.-Л., 1959.
- 102 雑誌『対話する市民』は、文学・語学愛好協会によって毎月発行され、予約購読部数は201部であった。
- 103 この作品は人間の生の意味、その目的、社会、国家、国民との関係について記されており、最初から祖国に生まれた人が全て祖国の息子（愛国者）と呼ばれるのに値するわけではないと定義している。真の祖国の息子とは、祖国に仕えることであり、常に祖国の利益が一番重要で、自己の運命よりも国民の運命を憂慮する人物であると唱えている。
- 104 Радищев А.Н. Избранные сочинения. М.-Л., 1949. С.247-249.
- 105 Кочеткова Н.Д. Фонвизин в Петербурге. Л., 1984. С.186-197.
- 106 Там же. С.192-193.
- 107 Там же. С.193.
- 108 Там же.
- 109 Воронцов А.Р. Записки графа А.Р.Воронцова. Русский архив. 1883. Кн.1. Вып.2. С.231-232.
- 110 Фонвизин. Избранное. С.172.
- 111 Там же. С.172-173.
- 112 Там же. С.173-174.
- 113 Там же. С.178-181.
- 114 Карагыгин П.П. Цензура времени императора Павла I. 1796-1801. Истроческий вестник. 1885. №10. С.152.
- 115 Фонвизин. Избранное. С.173.
- 116 Там же. С.201-204.
- 117 Там же. С.201-202.
- 118 Marker. Op. cit. P.214.
- 119 Пушкин А.С. Заметки по русской истории. Полное соб. соч., Ч.VI. М., 1954.
- 120 Шешкофスキー-S.I. (1718-94)はノヴィコフの尋問を担当した秘密官房長官であり、イワンIV世を帝位につけようとした1764年のミローヴィチ事件、農民反乱の首謀者に関わったブガチョフ事件やラジーシチェフの尋問を直接担当している。
- 121 Пушкин А.С. Евгений Онегин. Избранные произведения. Т.2. Л. 1961. С.14.